

第二百八回国会

総務委員会

議録第十七号

令和四年五月十一日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長

赤羽 一嘉君

理事

あかま二郎君

理事

新谷 正義君

理事

岡本あき子君

理事

中司 宏君

理事

秋本 真利君

理事

井林 辰憲君

理事

石田 真敏君

理事

加藤 竜祥君

理事

川崎ひでと君

理事

杉田 水脈君

理事

高見 康裕君

理事

鳩山 二郎君

理事

古川 康君

理事

金子 大串

理事

井原 巧君

理事

小森 正樹君

理事

武村 展英君

理事

鈴木 英敬君

理事

柳本 順君

理事

渡辺 孝一君

理事

西岡 秀子君

理事

鈴木 康介君

理事

湯原 俊二君

理事

阿部 弘樹君

理事

早坂 敦君

政府参考人

(内閣官房小型無人機等対策推進室審議官)

品川 品川

政府参考人

(内閣官房審議官)

政府参考人 (個人情報保護委員会事務 佐脇紀代志君)	局審議官 (デジタル庁審議官)	山本 和徳君
政府参考人 (総務省大臣官房審議官)	藤野 克君	
政府参考人 (文部科学省総合教育政策 局社会教育振興総括官)	二宮 清治君	
総務委員会専門員	阿部 広齊君	
委員の異動	哲也君	
五月十二日		
辞任		
石田 真敏君		
同日		
辞任		
金子 俊平君		
秋本 真利君		
高見 康裕君		
吉田はるみ君		
守島 正君		
早坂 敦君		
補欠選任		
坂井 学君		
西野 太亮君		
おおつき紅葉君		
正君		
早坂 敦君		
補欠選任		
坂井 学君		
西野 太亮君		
おおつき紅葉君		
正君		
早坂 敦君		
同日		
辞任		
金子 俊平君		
秋本 真利君		
高見 康裕君		
吉田はるみ君		
守島 正君		
早坂 敦君		
同日		
辞任		
山本 左近君		
西野 太亮君		
おおつき紅葉君		
正君		
早坂 敦君		
同日		
辞任		
山本 左近君		
西野 太亮君		
おおつき紅葉君		
正君		
早坂 敦君		

○赤羽委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、電気通信事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房小型無人機等対策推進室審議官新川達也さん、公正取引委員会事務総局官房審議官品川武さん、個人情報保護委員会事務総局官房審議官佐脇紀代志さん、デジタル庁審議官山本和徳さん、総務省大臣官房審議官藤野克さん、総合通信基盤局長二宮清治さん及び文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官安彦広齊さんの出席を求め、説明を聴取いたしましたが、御異議ございませんか。
いと存じますが、御異議ございませんか。

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
これを許します。湯原俊二さん。
○湯原委員 おはようございます。立憲民主党の湯原俊二です。
質問の機会を頂戴しまして、感謝申し上げたいと思います。
それでは、早速ありますけれども、質問に入らせていただきたいと思います。

今回の電気通信事業法の一部改正についてありますけれども、今日までの経過を若干振り返らせていただきたいと思います。
先日の委員会の質疑でもありましたけれども、昨年三月、LINEの個人情報が中国の委託先からアクセス可能な問題が発覚いたしました。そして、昨年の五月、この度の、総務省内で電気通信事業のガバナンス検討委員会が立ち上がり
そこで、お尋ねしたいと 思います。そこで、年明けに出てきた報告案というは修正がなされたもの、つまり、十二月十七日に配付済みであったものではない形のものが出てきた。これが経過であったと思います。
そこで、お尋ねしたいと 思いますけれども、初から事業者側の意見を聞く予定であったのかどうか、まずこれを確認したいと思います。
○二宮政府参考人 お答え申し上げます。
電気通信事業ガバナンス検討会での検討内容につきましては、取りまとめの前に電気通信事業者等から意見の聴取を行うことは、当初から予定をしていたものでございます。
具体的に申し上げますと、検討内容の規律の対象となることが想定をされる内外の大規模な電気通信事業者等に対しまして意見を求め、検討会において、その意見に対する考え方について議論を

行っていたところでござります。

そして、検討委員の山本さん、これも同じく

答弁いただきました

意見を聴取することが適当であるといふに判断をいたしまして、検討会において、特に、多くの会員規模を有する経済団体や消費者団体などからヒアリングを委員御指摘のタイミングで行ったものでございます。

○湯原委員 今、二宮さんからお答えいただいたわけでありますけれども、答弁では、取りまとめ前に聞く予定であった、より多くのステークホルダーからヒアリングということであつたわけであります。

（拍手）

ますけれども、デジタル社会では必然的に政府民間ＩＴ企業の距離が近くなるので、民間企業声を聞き過ぎることに注意を払う必要がある。有力なロビーリングも展開できる。

そして、他の委員では、もう少し押し返せかつたのか、こういう発言が出てきているわけあります。

この点について、有識者の皆さん方がこうい

体から意見を聞いてきた、それで、検討会の過程ではいろいろあるんだろうけれども、さきの参考人質疑でもあつたように、座長も来られていましたけれども、一步前進だということを評価いただいているんじやないかという大臣の御所見で、これから先は制度の不斷の見直しという言葉をおしゃつたわけであります。まあ、そうであると申うんです。

ただ、一步とは言わず〇・五歩かもしけませんけれども、前へ進んだのは分かりますけれども、問題は、次へ並みこなつて来るかどうかという、

情報についてヒアリングを行つており、公開することにより当事者の利益を害するおそれがあることから、原則として、会議は非公開で開催いたしましたけれども、議事要旨、これは各委員の発言も含めて記載をした議事要旨でございます、これを公開するという運用を行つてまいりました。

その上で、経済団体や消費者団体などからヒアリングを行うことといたしました昨年十二月第十四回会合からは、いたいたい意見やそれに対する構成員の意見について、その発言者も明確にし、会員寸の過程をより明らかにして、会員生の進歩を図

側の声に押される形で、個人情報の範囲、利用者関連情報の第三者への外部送信の在り方、この中で特に、今回問題になつてゐる三択ですね、通知、公表、あるいは本人同意、あるいはオプトアウェーの三択の中の本人同意の問題、あるいは、対象事業者などが欧米並みから後退したのは問題だ

原愁る第一回目の検討委員会、第一回の御意見をおこし
われでありますけれども、総務大臣、金子大臣
御所見をいただきたいと思います。
○金子(恭)国務大臣　おはようございます。
湯原委員には、検討会検討委員の、あるいは、
識者からの御意見も踏まえて御指摘をいただき
した。

問題は、因みに、この件は問題にしておりまして、そのことを申し上げておきたいと思います。

○湯原委員　この点は、機密性の高い情報という
総務省といいたしましては、引き続き、できるだ
けオーブンな形での議論を進めてまいりたいと考
えております。

現に、私、一回目から十三回目までは議事要旨でありますし、それ以降は議事録、詳細な発言が載つておりますけれども、この発言を読ませていただきますと、ガバナンス検討委員会十六回目の会合で、後退したこの最終報告案の説明があつたわけでありますけれども、次のように検討会の委員の皆さん方が発言し、議事録に載つております。

まず、検討会座長。じくじたる思いという言葉、これも先般、参考人質疑でもあつたと思いますけれども、じくじたる思い。

本法案は、本年二月の電気通信事業大ノナン検討会の報告書等を踏まえたものであります。本報告書が取りまとめられる過程においては、事業者団体のみならず、消費者団体、経済団体など様々な関係者の御意見を丁寧にお伺いをしながら、検討が進められたものと承知をしております。

その結果、検討の過程で様々な御意見はいたいたものの、電気通信事業ガバナンス検討会や日の参考人質疑において、有識者の皆様から、新たなルール形成に向けた第一歩を踏み出していく、だいた、あるいは、利用者保護に向けた二歩前であるなど、本法案を評価する旨の御意見を多

（中略）したところ理由があつたわけであつておらずに、どちらも、やはり、法案を作る過程、特に、先ほど経過を申し上げたように、委員の皆さん方が、事業者側に巻き返しがあつたみたいな、じくじたる困難なことを考慮すると、やはりこの意思形成過程における情報公開、説明責任というのは徹底すべきではないかと私は思っております。

機密性の高い情報もあるというのは分かりますが、けれども、こうした、第一回から十三回までが議事要旨に終わっていた議事録、詳細な発言までが出来て、意思形成過程の情報公開、説明責任の在り方

ことと
平行線であると思ってしまうが、機密性の高い
情報は何を指しているかというのを、私は、議
事要旨ですので判断ができないわけでありま
して、意見だけは申し上げておきます。

平成十一年に審議会等の情報公開の在り方につ
いて閣議決定がなされておりまして、発言、議事
録等は速やかに公開すべき、資料はということ
を、平成十一年に閣議決定され、他の省庁で
は、議事要旨にとどめるのか、全部議事録を出す
のかと、省内で一定の基準を設けて、公開するか
議事要旨にとどめるかということをしておりまし
て、もし総務省で基準があれば結構ですし、なけ

あるいは、検討会の委員であります石井先生。最終局面で事業者団体から強い反対があつて、大幅に後退する案になつた、残念だ、事業者の反対意見は果たして説得的なものだったのか、利用者の情報の外部送信において、通知、公表も選択肢として認めることに対し、それでは利用者の関与を担保する措置にならない、こう発言されております。

いただいたと認識をしております。
総務省といたしましては、いただいた御意見
十分踏まえつつ、利用者が安心して利用できる
信サービスの確保に向けて、本法案を実効性の
ある制度としていくとともに、変化の激しい情報
信分野の動向を注視しながら、制度の不斷の見
しに取り組んでまいりたいと考えております。
○湯原委員 ありがとうございます。大臣から

についてどのようなお考えをお持ちか、答弁を求めていたいと思います。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

電気通信事業ガバナンス検討会につきましては、昨年四月に検討会開催に係る報道発表を行ないまして、五月から会合を開催しているところでございます。

当初は、委員御指摘のとおり、個別企業のサイ

れば、是非、省内でやはり統一的なルールをつくるつていただきたい。

言葉では、機密性の高い情報と言われましても、私はそれを精査できませんし、多くの方は精査できないわけでありまして、そちらサイドだけが、ここは機密情報の高いものですから出せませんと、ということはおっしゃつても、これはなかなか、意思形成過程の透明性を確保する、

<p>あるいは説明責任を果たすということには、若干考えは違うかもしれませんけれども、そう思いますので、省内において基準をつくつていらっしゃったたらそれで結構ですけれども、改めて、つくれたらどうかということを、意見だけ申し上げておきたいと思います。</p> <p>次に、具体的なところに入つていきますけれども、今回の委員会の質疑、参考人質疑で出ておりました、利用者情報の外部送信についてであります。先ほど三択と言いましたけれども、通知、公表、あるいは同意取得、オプトアウトのいずれかということであります。</p> <p>それで、実際、具体的に、これが始まつたときに、利用者への通知、公表を選択された事業者が出される。私たち一般の国民である利用者側がそれを見て、最初はよくても、途中でやはり外部送信は嫌だと拒否をするということで、オプトアウトといいますか、拒否をできるのかどうか、ここをちょっと確認したいと思います。</p> <p>○二宮政府参考人　お答え申し上げます。</p>	<p>○湯原委員　二宮さん、済みません、もう一度確認させてもらいたいと思うんです。</p> <p>オプトアウトの場合は、外部送信したターゲティング広告を止めるとはできるというふうに伺つたんですけども、最初の通知、公表の場合、外部送信を止めることはできないというふうにお聞きしたんですけども、それで間違いないでしようか。ちょっと、もう一度、再度お願いをしたいと思います。</p> <p>○二宮政府参考人　お答えをいたします。</p>	<p>今回の外部送信の規律につきまして、通知、公表というものを含めておりますけれども、これは、利用者が外部送信されることについてしっかりと確認ができるということでございます。</p> <p>で、確認をした上で、利用者の判断によりその外部送信に関する規律は、利用者に関する情報の外部送信について利用者に確認の機会を付与することを求めるものでございまして、外部送信そのものを完全に停止することを求めるものではありません。</p> <p>具体的には、本規律では、利用者に関する情報を第三者などに外部送信させる指令となるログラムなどの送信行為を行う場合に、通知又は公表、同意の取得、オプトアウトのいずれかの方法により、利用者への確認の機会の付与を求めるとしております。</p>	<p>ふうに思います。</p>
<p>これが、委員の皆さん方がおっしゃったように後退したところであつて、本人の利用者関連情報であつたとしても、取り方によっては個人情報ではないということをおっしゃっているわけでありますけれども、本人の事前承認、本人の同意がなければ、あるいは事後においても止めることができます。</p> <p>次に、このことと関連して、仄聞するところでありますけれども、アメリカのアップル社が昨年四月から、利用者の事前承認制度を始めました。アップル社を使っていて、事前承認がない限り、外部企業には情報を伝えられませんよというのを、事前承認制度を一年ほど前から始めたわけでもありますけれども、この中で、使用に同意した人の割合は、アメリカでは二五%。つまり、七割強の人は同意しなかった。これがアメリカにおける実態であつて、日本においてもそんなに変わらないんじゃないかなというふうに思つています。</p> <p>アップルが一年前にそういうことをして、二五%しか同意しなかつたということで、その影響で、先般の新聞報道等がありましたけれども、フェイスブックのメタでは、この四半期、二一%の減収になつた、一年間を通すと一兆三千億円の減収になるんじやないか、こういう報道があつたわけであります。つまり、外部送信をされないことで、これだけの巨大プラットフォームが減収になるということになります。</p> <p>プラットフォームサービス研究会という総務省の中の別な研究会で、野村総研のアンケートでは、外部送信の実態を知つてゐる人は、これは日本でありますけれども三割と。つまりは、ほとんどの人が知らない、こういう状況が日本にもあるということであります。</p> <p>そして、今回、電気通信事業法、私自身、昭和の世代であります、非常にアナログな人間で、勉強不足であります、私なりにこつこつと勉強</p>	<p>者において行われているものでございまして、業界団体や事業者における取組やベストプラクティスなども踏まえつつ、利用者に適切な形で確認の機会を付与されるように対応してまいりたいと考えております。</p> <p>○湯原委員　二宮さん、済みません、もう一度確認させてもらいたいと思うんです。</p> <p>オプトアウトの場合は、外部送信したターゲティング広告を止めることはできるというふうに伺つたんですけども、最初の通知、公表の場合、外部送信を止めることはできないというふうにお聞きしたんですけども、それで間違いないでしようか。ちょっと、もう一度、再度お願いをしたいと思います。</p> <p>○二宮政府参考人　お答えをいたします。</p> <p>今回の外部送信の規律につきまして、通知、公表というものを含めておりますけれども、これは、利用者が外部送信されることについてしっかりと確認ができるということでございます。</p> <p>で、確認をした上で、利用者の判断によりその外部送信に関する規律は、利用者に関する情報の外部送信について利用者に確認の機会を付与することを求めるものでございまして、外部送信そのものを完全に停止することを求めるものではありません。</p> <p>具体的には、本規律では、利用者に関する情報を第三者などに外部送信させる指令となるログラムなどの送信行為を行う場合に、通知又は公表、同意の取得、オプトアウトのいずれかの方法により、利用者への確認の機会の付与を求めるとしております。</p>	<p>ふうに思います。</p> <p>これが、委員の皆さん方がおっしゃったように後退したところであつて、本人の利用者関連情報であつたとしても、取り方によっては個人情報ではないということをおっしゃっているわけでありますけれども、本人の事前承認、本人の同意がなければ、あるいは事後においても止めることができます。</p> <p>次に、このことと関連して、仄聞するところでありますけれども、アメリカのアップル社が昨年四月から、利用者の事前承認制度を始めました。アップル社を使っていて、事前承認がない限り、外部企業には情報を伝えられませんよというのを、事前承認制度を一年ほど前から始めたわけでもありますけれども、この中で、使用に同意した人の割合は、アメリカでは二五%。つまり、七割強の人は同意しなかった。これがアメリカにおける実態であつて、日本においてもそんなに変わらないんじゃないかなというふうに思つています。</p> <p>アップルが一年前にそういうことをして、二五%しか同意しなかつたということで、その影響で、先般の新聞報道等がありましたけれども、フェイスブックのメタでは、この四半期、二一%の減収になつた、一年間を通すと一兆三千億円の減収になるんじやないか、こういう報道があつたわけであります。つまり、外部送信をされないことで、これだけの巨大プラットフォームが減収になるということになります。</p> <p>プラットフォームサービス研究会という総務省の中の別な研究会で、野村総研のアンケートでは、外部送信の実態を知つてゐる人は、これは日本でありますけれども三割と。つまりは、ほとんどの人が知らない、こういう状況が日本にもあるということであります。</p> <p>そして、今回、電気通信事業法、私自身、昭和の世代であります、非常にアナログな人間で、勉強不足であります、私なりにこつこつと勉強</p>	

る。このうちに、外部送信、使われたデータ、情報に基づいた広告だという、これだけのボリュームであります。

つまり、先ほどのものと併せると、やはりメタの状況も併せると、ここが大きな影響を受けてくるのかな、つまり、全てにおいて本人同意を求めなければ、ここに大きな影響が出てくるのかなどいうふうに私は推測するわけであります。

そう考へると、大臣、やはり規制といふのは、社会的規制と経済的規制、あると思ひますが、事業者の声も分からぬではないですか、利用者、国民、一般参考人質疑でもあつたように、必要ではないかなと思うわけであります。

そういう意味では、社会的規制を確保する意味でも、こうした利用者関連情報の在り方を、毅然として、国民が納得する、知った上で納得する対応が必要ではないかなと思うわけであります。

そういう意味では、社会的規制にちゃんとしていくべきではないか、つまりは本人同意を求めていいくべきではないか、こう考へるわけでありますけれども、大臣の御所見をいただきたいと思います。

○金子(恭)国務大臣 お答え申し上げます。

先ほど来御答弁させていただきましたが、今回、検討会の報告書を取りまとめる過程において、事業者団体のみならず、消費者団体、経済団体など、様々な関係の御意見を伺いながら取りまとめられたものでございます。

委員御指摘のように、ネットの閲覧履歴などの利用者が第三者に送信されることについて、依然として多くの利用者が認識していないことは課題であると考えております。このため、こうした課題に適切に対処し、安全、安心なインターネット環境を整備していくことが極めて重要であると認識しております。

これを踏まえて、先ほど来局長からも御答弁しておりますが、本法案では、利用者情報が第三者に送信される場合、それを利用者の皆様に御確認いただく機会をしっかりと確保するよう、事業者に対しても、必要な措置を義務づけることとしており

ます。

これから、より多くの利用者の皆様が、御指摘のようないくつかの外部送信の実態について認識をし、必要な対応を行うことが可能となり、より一層安全、安心なインターネットを利用できるようになることを期待しております。

○湯原委員 大臣から御答弁いただいて、通知、確認ということで、利用者がそれが分かるからと、同じ質問はしませんけれども、意見になり上げて、同じ質問はしませんけれども、意見になりませんけれども、やはり、現代において、インターネットで、使わざるを得ない非常に大きなツールになつてきているわけでありまして、確認、見た

だけで、やはり利用者関連情報を流されるのは嫌だといったとき、拒否できる、あるいは事前に本人同意できるシステムをつくつておかないと、私は、もう使わざるを得ない状況、社会になつてゐるわけですから、そう考へるわけであります。

その次に、外国との関係。先般来、いろいろな方を質問されておりましたけれども、EUのデジタルサービス法では、閲覧履歴など、第三者送信に

本人同意取得等を義務づけましたけれども、違反された場合、最大で世界の売上高の6%の罰金が科される状況であります。また、先ほど申し上げたように、米国ではオプトアウトの導入がされてい

るわけであります。

つまりは、諸外国では利用者の立場に立つたままして、規律の実効性を確保してまいりたいと考えております。

また、本規律につきましては、規律違反者に対する業務改善命令や当該命令違反者に対する罰金なども設けられており、これらの担保措置を通じて、規律の実効性を確保してまいりたいと考えております。

加えまして、本規律の詳細については、今後検討を行うこととしておりまして、検討に当たっては、グローバルな規制動向についても適切に踏まえた上で、利用者に確実に確認の機会が付与できるよう努めてまいりたいと思います。

○湯原委員 ありがとうございます。

二宮さんから同意疲れという言葉がまた出てまいりましたが、先般、我が党の岡本さんの質問のときになりましたように、同意疲れなのか、オプトアウト疲れ、どちらが指がくたびれるのかと。あれだけの件数をしなければいけないというの

で、分かると思いますけれども。

規律については今後ということでありました

が、やはり、欧米等のルール、世界標準がどうなつていいかというのを絶えず見ていかないと、私は、ガラバゴスは日本がやはりそういうふうに

なつていくんじゃないか、そう考へるわけです。例えば自動車を例に取ると、以前のものから環境に配慮したものになり、そして今では、ハイブリッドから電気自動車へと変わつていています。そういう世界的な標準、潮流に乗つていかない

と、日本独自の中での物を売つて、造つている、サービスをしていただけではついていけませんし、特に、グローバルスタンダード、グローバル企業がそれに乗つていかなければ、逆に日本の企業が世界的な事業展開ができぬ、こういう状況になりますかと思うわけであります。

こうした外部送信の本人同意のものが、逆に言ふと、日本の企業が世界へ打つて出るときの逆の壁、グローバルスタンダードが逆に壁になつて、日本から事業展開、外に打つて出られない、

こういう懸念も出てくるんじゃないかなという懸念を私は持つてゐるわけであります。

次に、質問を変えさせていただきたいと思いますけれども、今回の電気通信事業法の対象事業者についてであります。

やはり、今回のガバナンス検討委員会の議事要旨と議事録を拝見していると、もっと対象を広げていくべきではないかと。電気通信事業法の対象が、御案内のように、最初は通信をする設備に対する規制から始まり、そして、その設備はないけれども通信を行つてゐる者に対する対象が始まつて、続いてきて、その先が今出てきているんじゃないかなと思うわけです。

議事録と議事要旨を見ますと、ガバナンス検討委員会の議事要旨の第十一回目、あるいは第十六回目、最終報告が出たときの後藤座長代理が発言されておりますけれども、クラウドを使った通信、出てくるわけです。

私も先ほど申し上げたように、アナログな人間で、クラウドを使つた通信というのは何かといつて、私なりに調べましたけれども、例えば、今まで、大臣、大臣に質問しませんけれども、二宮さん

が、やはり、ガラバゴスは日本がやはりそういうふうに

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

情報の外部送信に関する規制について、委員御指摘のとおり、GDPRなどに基づきまして、原

に説法でありましようけれども、以前は、電話をする、固定機に電話をしていたわけありますけれども、同じ番号でクラウドを使えば、そこにいなくても、アプリを通して湯原をと言ったときに、アプリを導入していたら、私は鳥取でありますけれども、米子でありますけれども、米子でその局番で受けられる。あるいは、社内通話、内線で話すのも、アプリを導入したら、どこにいても、そこにいなくとも、遠隔であつてもできる、こういう通信形態になつてくるわけです。

ですから、法律の対象を、日進月歩で進んでいつていますので、そこに対してやはり、どんどん先んじて広げていくべき、このことが必要だ

うと思います。

特に、ふだん何げなく、うまくいっているときはいいんですけども、どこかで通信障害があつたときなどはやはり大変になつてきますし、十六回目の後藤座長代理の発言を見ますと、これから

は、通信は、クラウドを使った通信が主流になつていくんだろう、こう発言をされております。

改めてこういうことを考えると、こうした対象事業をどんどん広げていく、このことが

やはり必要なんじやないかなというふうに思いますが。

○二宮政府参考人 お答えいたします。

今お尋ねは、クラウド事業者のトラブルが起きた際に、報告等の義務がかかっていない、そういうことについて、よりその範囲を広げていくべき

ではないのかというお尋ねだと理解しておりますが。

現在、電気通信事業法上の事故報告の義務は、登録又は届出をした電気通信事業者に対して課さ

れております。そのため、クラウド事業者が電気通信事業者として電気通信サービスの提供を行つ

ている場合には、当該サービスが停止等する事故が発生したときは、電気通信事業者たるクラウド事業者から事故報告がなされます。

東京本社に電話をして湯原をと言ったときに、アプリを導入していたら、私は鳥取でありますけれども、米子でありますけれども、米子でその局番で受けられる。あるいは、社内通話、内線で話すのも、アプリを導入したら、どこにいても、そこにいなくとも、遠隔であつてもできる、こういう通信形態になつてくるわけです。

ですから、法律の対象を、日進月歩で進んで

いつていますので、そこに対してやはり、どんど

うだと思います。

特に、ふだん何げなく、うまくいっているとき

はいいんですけども、どこかで通信障害があつ

たときなどはやはり大変になつてきますし、十六

回目の後藤座長代理の発言を見ますと、これから

は、通信は、クラウドを使った通信が主流になつ

ていくんだろう、こう発言をされております。

改めてこういうことを考えると、こうした対象

事業をどんどん広げていく、このことが

やはり必要なんじやないかなというふうに思いま

すけれども、この点について御所見をいただきました

いと思います。

○湯原委員 ありがとうございます。

先日來の委員会の質疑でもあつたように、日進

月歩ということになりますので、絶えず、やはり

ここは、事業者側の立場ではなく、再三申し上げ

たように、利用者、国民の立場に立つて、電気通

信事業法、対象を、どういう事業者がいいのか、

特に、どう対応したらいいのかというのを改め

て御検討いただいて、その対応方はしていただき

たいなというふうに思います。

それから次に、今後として、先日の参考人質疑

でもありました、今回の委員会質疑でも出てまい

りましたけれども、官民連携した官民共同規制の

実施体制という、つまり、今後は官民が連携して

ルールづくりをということであるわけであります。

ただ、私は、今回のガバナンス検討委員会の一

連の経過を見ておりますと、現場の事業者の声を

聞くことは当然大切なことだと思います、日進月

歩でもありますし、どういう問題があるかという

のは大変大切なことだと思う。ただ、ルールづく

りそのものに対する事業者が直接関わることは、

私は懸念を持っています。

事業者はやはり、中立的な有識者が国民の立場

に立った考え方を持つところで決められて、その

ルールに従つてもらうのが事業者であつて、その

やつているルールそのものをつくるというのは非

常に懸念をするわけあります。

この点について、今後、官民連携した官民共同

規制ということであれば、事業者の同意がなけれ

ば、そのルールが、時代に対応するルールができる

なくなる可能性も出てくるという懸念を持つわけ

ありますけれども、この点について、あと時間

がないので、併せて意見だけ言って質問を終わり

ますけれども。

一方で、電気通信事業者がクラウド事業者の提

供するクラウドサービスを利用して電気通信サ

ービスを提供している場合には、電気通信事業者を

通じて、クラウドサービスに発生した障害も含

め、事故報告がなされることとなります。

他方、クラウドサービスを活用した電気通信

サービスについては、委員御指摘のとおり、日進

月歩するものでございます。今後の技術の進展や

事故の状況などを踏まえながら、必要な検討を進

めでまいりたいと考えております。

○湯原委員 ありがとうございます。

今回の経過を見ておりますと、アメリカなどで

は、巨大プラットフォーム、G A F Aなどは、ロ

ビーイングのお金が、ロビイス、七十五億円ぐ

らいかけてきている。日本においてはどうか分か

りませんけれども、経過を見ると、幾分、我々の

業界に対してもいろいろな声で、これは一つの意

見だと思います。それでありますけれども、

しかし、事業者の余りにも大きいロビーイングの

力によって、声によって、本来ある利用者の声、

利用者が守られなきやいけない例えば個人情報、

利用者関連情報の在り方がゆがめられるような状

況があれば、やはりいけないんじゃないかなとい

うことを私は考えております。

そういう意味で、官民連携したこれからのル

ールづくりについてやはり懸念をしておりますけれ

ども、その点について大臣の御所見をいただい

て、私の質問を終わらしたいと思います。

○金子(恭)国務大臣 世界のいろいろな流れ、動

きを見ながらの懸念、御指摘をいたきました

が、官民共同規制については、デジタル社会が進

展をし、通信サービスの重要度が向上する中、

様々なリスクに対して実効性のある規制とするた

めには、利用者保護を図りつつ、ビジネスの実態

などを考慮したものとする必要であるとい

う趣旨であると理解しております。

これを踏まえて、総務省としては、法案成立

後、電気通信事業ガバナンス検討会の下にワーキ

ンググループを立ち上げまして、学識経験者、消

費者団体、経済団体、事業者団体など幅広い関係

者に参画いただきながら、制度の詳細について検

討を進めしていくこととしております。

いざれにしても、先ほどお話をありましたよう

な、必要なルールを策定をし、それを実効性のあ

るものとしていくためには、様々な関係者の皆様

の御意見を丁寧に伺いながら、共通認識を醸成し

ていくことが最も重要なと考へております。

○湯原委員 終わります。ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、吉川元さん。

○吉川(元)委員 立憲民主党の吉川です。

早速質問に入らせていただきます。

まず、大臣に伺いたいと思います。

当委員会でも、参考人質疑も含めて、ケンブ

リッジ・アナリティカの問題、再三にわたって質

問、言及がございました。私自身も、これは非常

に深刻な問題だというふうに受け止めております。

社会に大きな分断を生み出して、しかも、そ

れが容易には相互理解に至らない、そういう取り

返しのつかない傷を、あるいは民主政治の土台を

掘り崩すようなことがもたらされている。これは

可能性ではなくて、既に現実に起こっていること

であります。

更に深刻なのは、今回のケンブリッジ・アナリ

ティカの問題ですけれども、これは元社員が、内

部の人が告発をして初めて明らかになつた。つま

り、外部からは、フィルターバブル、あるいは工

コーチエンバーそしてマイクロターゲティング

広告、これは分からぬわけです。

我々は既にそういう広告を受けている可能性も

あります。だからといって、だとするならば、この政治広

告について、私自身は政治広告は禁止をすべきだ

というふうに思いますけれども、もちろん総務大

臣でありますけれども、一政治家としても、こ

の問題をどのように認識されているでしょうか。

○金子(恭)国務大臣 これまで、ケンブリッジ・

アナリティカ事件に関する御質問、懸念、この委

員会においても承つております。

吉川委員御指摘のように、不正に入手したデータ

を基に個々の利用者の属性や関心事項を把握、

分析をし、こうした属性や関心事項に応じた情報

発信を可能とする機能、すなわち行動ターゲティング機能を用いて効果的、効率的に、政治広告や

対立候補者に関するフェイクニュースを配信した

五

とされる事案があつたものでございます。健全な民主主義という観点から、一政治家としても大変ゆゆしき問題であると考えております。

総務省では、こうしたオンライン上の偽情報やフェイクニュースの問題について、有識者会議を開催して議論を進めておりまして、広告の種類に応じたリスクを踏まえ、プラットフォーム事業者には注意深い対応と透明性の確保が求められる旨の中間取りまとめが昨年九月に公表されたところです。また、本中間取りまとめでは、プラットフォーム事業者が自ら行動ターゲティング機能に関する透明性アカウンタビリティーを高めていくことが望ましいと提言されております。

これを踏まえて、総務省としても、各事業者による適切な取組を促してまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 私も、非常に深刻で、これは多分、政治広告に絞つてですけれども、これはもう禁止しないと、先ほど言ったとおり、分からぬんですよね、外部からは。うかがい知れない、そういう問題だというふうに私は思つております。

時間の関係もありますので、ちょっと二つほど質問を飛ばしまして、今日は文科省に来ていただきしておりますので、一つお聞きしたいと思います。

日本図書館協会かな、綱領として、図書館の自由に関する宣言というものがござります。その第三宣言は、「図書館は利用者の秘密を守る」というふうにありますけれども、この利用者の秘密とは何でしよう。

○安彦政府参考人 お答え申し上げます。

公益社団法人日本図書館協会が採択しました図書館の自由に関する宣言における図書館の利用者の秘密には、個人と結びつく利用者の読書や検索の履歴についても含まれていると承知しております。

○吉川(元)委員 つまり、リアルの世界では、検索も、これは保護の対象、秘密であるということになるわけです。

そこで、今日は個人情報保護委員会に来ていただきしておりますが、この間、二〇一五年そして二〇二〇年と改正が行われてまいりました。ただ、私自身は、個人情報の範囲というのは非常に不十分だというふうに言わざるを得ないと思つております。

二〇一五年の改正の際にも、いわゆる識別子、これも個人情報に入れようという動きがあつたんですね、外部からは。うかがい知れない、その後の段階で「特定の」という文字が入ったがゆえに、いわゆる識別子だけでも、個人と結びつく識別子、つまり、これは単なる普通の個人情報にすぎないものに変化をしてしまいました。

歴史的に見れば、昔から、一文を入れたり一言

行なわれて、例えばキリスト教でカソリックと正

教会、これが分裂するときにもフイリオクエとい

う問題がありましたけれども、そういう言葉を差

し替え、入れ込むことで、意味を全く違ったものに

してしまったという過去の経緯がござります。

それから、二〇二〇年の改正でも、これはリク

ナビ問題に端を発して、非個人情報であつたもの

が提供先で個人情報になるようなものについては

個人関連情報ということで新設しておりますが、

これについても依然として、提供先で個人情報に

化ける、変わることについての規制であり

まして、そういう意味でいうと、G D P R の定義、水準には遠く及ばないと考えますが、この点

いかがでしようか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、平成二十六年の検討会の過程では、それが誰か、一人の情報ということは分かるけれども、その一人の、誰の情報であるところまでは分からぬ、そういうものを識別非

特定情報といったしまして、その規制の要否の検討がされました。その中で、結論といったしまして

ヤフー本体は、なぜ中止をするのかということについては明言はしておりませんが、ここから先

は日経新聞が書いていることでありますけれども、欧州におけるデータ保護や海外プラット

フォーマーに対する規制の更なる強化を懸念した

ようだというようなことが理由だというふうに書かれています。

その後、ヤフーの関係者はこういふうに言つています。あくまでヤフーは日本の法令を遵守

て個人の権利利益を侵害するおそれが多いものに絞つて保護の対象にするということで、その意味では、今日におきましても一定の保護水準を十分に満たしているんじやないかというふうに思つております。

G D P R の件につきましても御指摘がございま

したけれども、そもそも個人情報保護制度は、国

によりまして文化、歴史の違いなど、背景によつて様々でございますが、G D P R との関係でい

ますと、平成三十一年一月に欧州委員会から、十

分なレベルの保護をしているということで御指摘

をいただいておりまして、端末識別子などに関連

します個人の権利利益の保護に関しましても、国

際的な水準と比べても、個人情報保護制度とい

しましては十分なレベルではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○吉川(元)委員 おどといの委員会の場でも、G

D P R の基準からしても十分なレベルと豪語され

ておられます。果たして本当にそうなんでしょう

か、同じ水準なんでしょうか、私は非常に疑問に

思つております。

今年の二月一日に、これは日経新聞が電子版、

紙媒体でも出したかどうか分かりませんが、電子

媒体でこういうことを報じております。Z ホール

ディングス傘下のヤフーについてですけれども、

欧州経済地域で大半のサービス提供を四月六日以降に中止すると発表したと。ヤフージャパンある

いはヤフーニュース、検索サイトやニュース、こ

れらが閲覧できなくなると。

ヤフー本体は、なぜ中止をするのかということ

について明言はしておりませんが、ここから先

は日経新聞が書いていることでありますけれども、欧州におけるデータ保護や海外プラット

フォーマーに対する規制の更なる強化を懸念した

ようだというようなことが理由だというふうに書かれています。

その後、ヤフーの関係者はこういふうに言つています。あくまでヤフーは日本の法令を遵守

し、国内でのサービス提供が主体と。つまり、欧洲では欧州の厳しい基準を守るのは難しいから、だから、国内の法令は守っているから国内で事業展開をするんだ、こういうふうに聞こえるわけでですね。

ということはどういうことかというと、先ほど

G D P R と照らしても十分なレベルにあるという

ふうに言いましたけれども、実は、日本のレベル

というのは非常に低いレベルにしかないのではないかで

いか、欧洲のレベルに比べれば低いレベルにある

ということが、私はこれはこのヤフーの撤退の

ニュースでいみじくも明らかになつたというふうに思いますけれども、じゃ、なぜ、ソフトバン

ク、これは撤退したと、ヤフー、撤退したという

ふうに考えられるんですか。理由は、じや、何だ

というふうに保護委員会は考えていらっしゃいますか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申し述べましたけれども、我が国の個

人情報保護法の規律は、G D P R の規律に照らし

て十分な保護レベルを保障しているということ

が、平成三十一年一月の欧州委員会により、十分

性認定の決定が行われております。国際的な水

準と比べても、保護レベルが不十分であるとは考

えてございません。

個人情報保護制度は、文化、歴史の違いなどを

背景に、国や地域によって様々でございます。

仮に保護レベルとしては同等でありますけれども、制度の体系や具体的な規定の定め方、解釈、執行等の予見可能性などの面で差異がござりますので、

こういった要素が企業の事業環境の相違をもたら

し、その中で個別の経営判断がなされるものと一

般的には考えられますので、御指摘の日本企業の

欧州市場撤退につきましては、一企業の経営判断

を行われたものでございますので、個別には委員

会としては承知しておりますけれども、一般論

としてはそういうことかと思います。

○吉川(元)委員 解釈が違うからというのは、そ

れはちょっとおかしいんじゃないですかね。G D

PRの個人情報の定義と個人情報保護委員会が出来ている個人情報の定義、明らかにレベルが違うと思いますよ。

いや、私はなぜそういうふうに言うのか

というと、一つは消費者の保護、これが日本は非

常に緩いという問題関心。それともう一つは、こ

れは規律をするとか、あるいは規制を強める、保

護のレベルを上げるとなるとすぐ経済団体から出

てくるのが、日本はガラパゴスになると。先ほど

も少しありましたけれども、こういう発言がすぐ

出でまいります。

だけれども、ガラパゴスというのがいろいろな

パターンのガラパゴスというのがあるわけです。

世界標準に比べて非常に厳しい規制ということ

のガラパゴスもあれば、非常に緩いガラパゴスもあるわけです。少なくとも、GDPRと日本の個人情報保護法の中の定義、比べますと日本は緩い。つまり、ガラパゴス、ガラパゴスと批判をされる一部経済団体などの話というのは、世界基準、世界標準の厳しさのないガラパゴス的バラダイス、そこに安住したいだけなのではないか。

私自身が非常に危惧するのは、個人の情報の保護と同時に、こうしたぬるま湯の中でやつてきた企業が、世界的なプラットフォーマー、欧米のプラットフォーマー、こういう厳しい基準をクリアするために日々研さんしているそういう巨大

プラットフォーマーと果たして伍していくのか。私はこれは大変大きな問題だというふうに思っていますけれども、大臣の認識を伺います。

○金子(恭) 国務大臣 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、近年、世界的なデジタル化やデータを活用したビジネスの急速な進展、通信サービスのグローバル化等を背景として、諸外国において、利用者情報の適正な取扱いを求める規制が広がりつつあります。

本法案は、こうした国際的な規制動向とも整合性をしつかり取っており、我が国の事業者がグローバルな市場で活躍するための環境についても十分考慮したものとなっています。

情報通信分野はグローバルであることを前提に、引き続き、総務省では、我が国の国益にかなうよう、諸外国の動向を注視しつつ、制度の見直しに不斷に取り組んでまいりたいと思います。

○吉川(元) 委員 まさにグローバルなんだと思いま

す。

ところが、先ほどのヤフーの話、紹介しました

けれども、実際には厳しい基準があるからとい

うこと。それは、もちろん理由は言つていません

よ。だけれども、日経新聞がいろんな取材をした

結果としてそういうふうに判断をされたんだろう

と思いますけれども、ヨーロッパはちょっともう

難しい、国内の法令だったら適応できる、対応で

きるということでやっているとすれば、これは、

日本の企業というのはとてもとてもクローバルに

成長できるふうにはなつていかない。

逆に、そういう、先ほどからぬるま湯的とい

うのはいざれ淘汰をされていく。

活動できないとすれば、先ほども言ったとおり、

ほかの欧米の企業というのは厳しい中で戦つてい

るわけですから、その厳しさの欠けた企業とい

うのはいざれ淘汰をされていく。

そうならないようにするために、日本の規律

あるいは水準というものは、きちんとグローバル

スタンダード、とりわけ欧州のスタンダードに合

わせるように、私は、これは個人情報保護法も含

めて、大きくはそっちの方だというふうに思いま

すけれども、しっかりと検討をして、そして必要

な改正を行っておくべきだということをつけ加え

させていただきます。

最後に、余り時間がありませんが、独禁法につ

いて伺います。

原委員からお話をありました。実際、スマート

検索シエア九九・五八%はグーグルです。明らかにこれはもう、寡占どころか完全独占の状態になつておりますし、今後、サードパーティーケックキーとしてグーグルに行くわけです。

この問題については、もちろん様々な法規制の立場からいろいろな法律を、それぞれ、個人情報

フォーマーはサードパーティーケックキーを締め出す方向で動き始めています。表向きは個人情報の保護等々という話になつておりますけれども、

は、これは独占だということについてしっかり公

正取引委員会は、問題意識を持つて、注視をし

ております。

こうした問題について、独禁法を所管する公正

取引委員会として、何らかの問題意識はお持ちで

しょうか。

○品川 政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘の点につきましては、デジタル広告

あるいはデジタルの分野全般でございますが、

グーグルのような有力な事業者が高いシェアを占

めているというような状況がございます。

こういう状況がございしますので、こういった事

業者による行為によって競争がゆがめられるこ

はないかという点については、公正取引委員会と

しても問題意識を持って市場を注視してございま

す。

ですので、独占禁止法上問題のある行為が見ら

れた場合には、厳正に対処していくという姿勢で

ございます。

○吉川(元) 委員 私自身も非常にこのサードパー

ティーケックキーをどう扱うのかということについて

は、もちろん、今回の法案では公表、通知とい

うものも含めて、まあ、私はこれは入れない方が

よかつたなと思いますけれども、一定の規律をし

ていこうということは、方向性としては理解いた

します。

ただ、もう既に世界の巨大プラットフォーマー

はその一周先を走っている。サードパーティーケ

ックキー、これを排除しましよう、だけれども、

その理由は何かといったら、全ての情報をファ

ーストパーティーケックキーである巨大プラット

フォーマーが独占でできる。少なくとも、日本国内

で検索は、先ほどスマートでは九九・五八%ですか

から、いやが応でも情報はファーストパーティ

でありますし、この問題については、もちろん様々な法規制の立場からいろいろな法律を、それぞれ、個人情報

保護法あるいは今回の電気通信事業法等々での対応も必要となりますけれども、何より問題なのは、これは独占だということについてしっかり公

正取引委員会は、問題意識を持つて、注視をし

ております。

最後にですけれども、一つ、先ほど大臣の方か

らも、透明性あるいはアカウンタビリティーとい

うことを、説明責任ということは言われました。

サンタクララ原則あるいはマニラ原則等々の中

で、こうしたことは再三にわたって言及をされて

おります。

ところが、総務省の中にあるプラットフォーム

研究会の議事録等を見ておりますと、なかなか、

透明性あるいは説明責任というものが十分果たさ

れていると言えないような事象がたくさん出てお

ります。

国内の企業は比較的、やはり総務省に言われ

ば、それはそうですねということで情報をいろいろ

出す場合もあるようですが、それどころか、ア

メリカの巨大プラットフォーマーは木で鼻をく

くつたような対応で、第二十三回の研究会の中で

は、最後、この間参考人として来ていただいた森

さんがたまらずに、対話にはもう限界がある、つ

まり、対話しながらこの情報を出してくださいと

言つても、簡単に言えば、法的根拠がなければ出

してこない、そういう限界がある中で、新たな法

制度を検討するフェーズに入ってきたのではないか

か、このように発言をされております。

この点について、総務省としてどのようにお考

えでしょうか。

○赤羽 委員長 総務省二宮総合通信基盤局長、時

間が経過しておりますので、簡潔に御答弁をお願

いします。

○二宮政府参考人 お答えいたしました。

委員御指摘のとおり、総務省におきましては、

有識者会議におきましてヒアリングを実施をし、

プラットフォーム事業者から任意で報告を受けて

いるところでございます。

このヒアリングの結果を踏まえ、今後、有識者会議におきまして、プラットフォーム事業者による取組により、透明性及びアカウンタビリティの確保が十分に図られているのかといった点や、透明性を確保するための制度的対応が必要かといつた点を御議論いただきまして、その結果を取りまとめた点を御予定でございます。

総務省としては、その取りまとめの結果を踏まえ、適切に対応してまいります。

○吉川(元)委員 まだあと十五秒ほどありますので、一言だけ。

それで、第三十一回のプラットフォーム研究会の中でも、関西大学の水谷瑛嗣郎准教授が報告をされております。私は、非常にこれは示唆に富むものだなというふうに思つんですけれども、現代の表現環境の中で、思想の自由市場、これが成立しているのかどうかという。元々は成立していたんだけども、最近、このデジタルの中で、思想内容の競争から刺激的競争になつていて。それから、さらに、我々の自由というものは巨大プラットフォーマーの手のひらの上の自由だと。非常に鋭い指摘だというふうに思います。

こうした点もしっかりと総務省として踏まえて、これからよりよいものにしていただきたいと、いうことを加えて、質問を終わります。

○赤羽委員長 次に、沢田良さん。

○沢田委員 日本維新の会、埼玉の沢田良です。昨晩、我が埼玉県の代表的な企業でもありますファツションセンターしまむらにサイバー攻撃の可能性という報道がちょっと流れたときに、本当に連日のようにこういったサイバー攻撃、又はこういった外交、安全保障に関わるのではないのかというふうに感じております。

というところが出てくるたびに、やはりこの委員会でしつかりと議論をしていくことが、我々の普通の暮らしにも、企業を通して影響するんだなとうふうに感じております。

本日も、金子大臣を始め、関係省庁の皆様、委員部の皆様、是非よろしくお願ひいたしま

す。

まず初めに、NTT東西やKDDI、ソフトバンク、ドコモなどの指定設備を設置する事業者が

ら御先事業者に対して光サービスやモバイル音声を卸す料金が高止まりしているということが指摘され、新しく義務を課すということになる方向と話をしておりますが、卸料金が高止まりしてしまつているということに対する認識を教えてください。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の卸料金の高止まりにつきましては、例え、NTTドコモのMVNO向けに提供する音声サービス、いわゆるモバイル音声卸であります。この従量制料金は、十年以上にわたり三十秒当たり十四円を維持し、全く引下げが行われておりませんでした。

KDDIやソフトバンクの具体的な水準について、これまでには経営上の秘密に当たりますので言及はできませんけれども、総務省の有識者会議において構成員限りで確認をいたしましたところ、卸料金は長年引下げが行われてこなかつた、一方で、自己の音声通話料金は定額、準定額サービスにより実質的に値下げが行われていつたということが明らかになりました。

この場合、実態として、MNO三社の実質的な利用者料金が卸料金より安くなる、いわゆる逆ざやの状態に当たるとの指摘があつたところでございました。

この状態に当たるとの指摘があつたところでございました。

やはりこれだけ長く続いてしまつた、発生してしまつたというのは、どういった背景があるかと思われますか。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

御通信サービスの料金は事業者間の相対協議の中で決めることが可能となつております。本

來、事業者間協議が有効に機能していれば、その料金は適正化していくものと期待されるものであります。

他方で、指定設備設置事業者が提供する卸通信サービスにつきましては、委員御指摘のような高止まりの問題が指摘をされておりまして、この協議状況について有識者会議で確認をしたところ、指定設備設置事業者の意向が強く反映をされ、同事業者に交渉上の優位性、また、同事業者と御先事業者との間の情報の非対称性を認めざるを得ない状況があることが明らかになつたところでございます。

そのため、今般、そうした状況を是正するため、事業者間協議がより実質的かつ活発に行われるための環境整備を行ふものでございます。

○沢田委員 ありがとうございます。

今回、提供義務や情報の提示義務、こういうことを課していく流れは、より適正な競争環境が整備される方向として完全に前進していくといふふうに感じておりますが、やはり民間事業者の現場の声をこれからも適宜集めていただいて、それについてもどういうふうに動いていくのか、そして、この前、十日の日に質問させていただいた、いわゆるガバナンス検討会も含めた話についても

ついで、この前、十日の日に質問させていただいた、いわゆるガバナンス検討会も含めた話についても

ついてもどういうふうに動いていくのか、そして、この前、十日の日に質問させていただいた、いわゆるガバナンス検討会も含めた話についても

今回の一連の法案を調べる中で、本当に、新しい技術が大変多く入つておらず、気づけば、当たり前のように利用や承認していたということが実はこんなことだったというのを結構学ばせていただきました。

電気通信事業では、特に先端技術の活用によりどんどん新しいビジネスモデルが生まれ続けれれているからこそ、社会的現象やライフスタイルの変化にどんな影響を与えるのかということ

자체を予測することが、私は大変困難だというふうに感じております。

そんな中、関係省庁の皆様には、日々の勉強や調査など大きな御尽力をいただいていることは、本当に、一国民としても、大変ありがたいな

といふうに感じております。

そんな中、ちよつと答えづらいかもしれないですが、本当に、ここ最近で、総務省の管轄の中では、結構ないんすけれども、詳細の把握などに時間がかかることがあります。

それから、ここ最近で、総務省の管轄の中では、結構ないんすけれども、詳細の把握などに時間がかかることがあります。

がかかるたとか、又は、御尽力いただいたものには、本当に、一国民としても、大変ありがたいな

といふうに感じております。

そんな中、ちよつと答えづらいかもしれないですが、本当に、ここ最近で、総務省の管轄の中では、結構ないんすけれども、詳細の把握などに時間がかかることがあります。

がかかるたとか、又は、御尽力いただいたものには、本当に、一国民としても、大変ありがたいな

といふうに感じております。

がかかるたとか、又は、御尽力いただいたものには、本当に、一国民としても、大変ありがたいな

5

最初に私がお話ししたように、ヨーロッパ、あるいは第三国、G7に入っていないような国々がサーバーを設けて日本で事業展開した場合には、そもそもそのサーバーを特定することも難しいかもしれません。(笑)

もしれませんか
一百万円で済んでしまふ
に天国みたいな市場なんですね。
同一水準と言われましたけれども、局長にお聞
きしますよ。

これが基づいて、今、三一郎さんは、テシタールサービス法あるいはデジタル市場法案、これが可決されようとしておられる。これはまさに、コントンツあるいはプラットフォームの話なんですね。

ちょっとと読み上げますと、日本とは制度が違うから大変恐縮なんですが、ヘイトスピーチ、テロ扇動情報、不法な差別言動、そして児童虐待画像の共有、あるいは同意のないプライベート写真の共有、コピー商品や著作権侵害商品の使用まで、こういったものまで制限していくという法律が今起つてているのに、先ほどの、今日の午前中の議論でも、世界の水準と伍している、同じだと。いやいやいや、待つてくださいよ、やつと利用者が保護の法律が日本でできたということ。

今日は個人情報保護委員会の方がいらっしゃっていますが、個人情報保護の基準というのは、氏名、識別番号、マイナンバー、位置情報、クレジットカード、バスポート番号、オンライン識別子、クッキーについてはどういうふうな考え方を持ちなのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。
先生御指摘のクッキーにつきましても、個人の
特定できるデータとして管理されている場合には
全体として個人情報でございますし、そのような
データベースを持つてゐる事業者がその部分につ
きまして取り扱う場合には、クッキーにつきまし
ても同様に個人情報として扱うという整理になり
ます。

○阿部(弘)委員 後ほどまた聞きますけれども、ドローンの映像、今、ヨーロッパでは顔認証も個人情報。あるいは、ヨーロッパの裁判、フランスの裁判では、その人の体温を測る場合も、その体温を測った情報も個人情報に入るということですから。

日本は、画像についてはどうなお考えをお持ちですか。

個人情報保護法は、広く生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別できるものにつきましては個人情報をとしてございまして、先生御指摘の顔認証証画像につきましても、特定の個人を識別できる場

合には、個人情報に該当することになつて、ござります。

コントンツの場合は、例えばボルノ画像であれば、それぞの省庁で規制を行っていく、あるいは扇動罪のものであつたら、それはしかるべき省庁が規則なり法律を作っていくということなんでしょうけれども、もう既に、これがヨーロッパでは近々、それぞの国がこのDSAを承認すれば、実施していく。ですから、先ほど議員の先生が言わわれたように、一周遅れどころか二周遅れの状況に日本の中はなっている。

しかし一方で、サイバー空間というのは国境が既になくなっているわけでござります。私が衛星コンステレーションの話をしたように、衛星を使ったブロードバンド、光通信ももう既に発進しております。ですから、日本でビジネスをやろう

と思つても、実はヨーロッパ抜きではビジネスはやれなくなる。

そういう規制も、日本国が主権国家であつても、ビジネスをやる上では他の諸国のルールに従つていかなければいけないということで、日本の適用について、どのようにお考えなのか。GDPR、GDPRというのは、もちろん、先ほど言

いました。E.U.の「一般データ保護規則」でございます。米国ももちろん、NISTのサイバーセキュリティフレームワークがありますし、イギリス、ドイツも同様の通信事業規制というものが有るわけであります。日本の適用については、どうなさるお考えをお持ちですか。

○佐脇政府参考人 お答えいたします。
個人情報保護法に関しましては、先ほど先生が
御指摘のGDPRと基本的に同じ考え方でございま
して、日本では個人情報保護法がござつて、こ

して、日本の国内における取扱いは「当然のこと」として、海外において、例えばインターネットなどを使つて、物品の販売、サービスの提供をする際に個人情報の報を取得する際におきましても、域外適用規定によって法の適用の対象というふうになつてござい

○阿部(弘)委員 ここでクッキーなどの議論に進めたかったんですけども、ちょっと局長が首をひねつてあるから、余り局長には質問しちゃいかねます。

ぬなど思いつつも、今日のニュースは、グーグルが、検索に一定の手数料を取るようになつてきたりうことにも入つてくるわけでござります。そうすると、個人情報収集にも莫大な手数料収入が入つてくる。そしてまた、こういうネット広告に入つても、非常に巨大な利益を生む市場になつてくるわ

そういうものの規制について、個人を保護する
視点から、この電気通信事業法の改正案はどのよ
うな取組をなさってありますか。

○一宮政府参考人 お答え申し上げます。

部送信に係る利用者の確認の機会を付与するという、二つの大きな取組をさせていただいているところでございます。

○阿部(弘)委員 もうあつという間に時間がなくなり、質問がまだ一問目のところなんですけれども、日本における国際企業の対応についてお伺いします。

罰則金が安いことについては、今聞いてしまいますね。局長、何でこんなに安いんですか、日本は。そして、GAFAsなどの国際企業は、域外適用、つまりは、日本国内に事業を展開する

用あるいは日本国内で事業をやっているわざですから、適用はもちろん受けると思いますが、国際企業の対応についてお伺いします。

扱いに係る規律につきまして、利用者の利益等を確保するために必要な限度において業務改善命令等の対象としておりますけれども、その業務改善命令等に違反した場合の罰則につきましては、電

電気通信事業法第百八十六条の規定により、従来から二百万円以下の罰金に処するといふこととしているところでござります。

当該業務改善命令等に違反した場合の罰金額に關しましては、これまでの電気通信事業法の運用に鑑みても、適正なものであるといふうに認識して

をしております。

なお、規律に違反した電気通信事業者等に対しましては、必要に応じて、法令等違反行為等の公表の規律も課すことが可能でございまして、事業

者のコンプライアンスが重視される中、違反行為などの公表は、電気通信事業者等のレビュー部門にも影響を及ぼし、制裁効果は大きいものと考えてございます。

○阿部(弘)委員　いや、二百万円で大きいと言わ
れたら、フランスは、仮にグーグルですと六十二
億円、イタリアの大手通信会社ですと三十五億円
ですよ。もしかしたら、一月、二月の検討会で、
このところを、過料金を引き下げたんじやない
ですか。そういう疑念を抱くぐらいのものがあり
ますよ。

だって、ガラバゴス化というよりも、日本の通
信事業を行うには、やりたい放題なんですよ。も
し海外にサーバーがあるて、第三国から日本の市
場にコピー商品を提供したり、あるいは児童虐待
画像を大量に送信してきたり、海賊版を送信して
きた場合のペナルティーが、そんな二百万円で済
むんだつたら、やり続けますよ。そういう議論は
私の中にはしつかりあります。

化やイノベーションが更に促進されるよう、制度の見直しに不断に取り組んでまいりたいと思います。
○阿部(弘)委員 終わります。ありがとうございました。
○赤羽委員長 次に、中司宏さん。
○中司委員 日本維新的会の中司宏です。
質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

総務省においては、通信経路の複数ルート化や停電対策などの通信事業者が遵守すべき基準を定めており、これに基づき、通信事業者においては、災害時に臨時に基地局を開設できる車両や動電源車などの配備を進めているところでござります。

トでは、浸水、土砂災害発生箇所や、道路、電力等の被災、復旧状況等、関係機関から収集した情報につきまして、地図上で共有できるようになります。

現在は、ドローン等で収集した映像、画像を位置情報を組み合わせて収集、加工、分析することによりまして、被災地の状況をより迅速的確に把握、共有し、異なる効率的な災害対応に資するこ

もう時間が過ぎてきましたので、大臣は
こういうサイバー空間、非常に、国境がなく
なっている。宇宙電子通信も当たり前の時代に来
る。そしてヨーロッパのGDPRはもう域外適
用は当たり前ですから、日本で通信販売をやつて
いる事業もこの適用を受ける。ですから、基準と
いうものは、低いものに合わされるのではなく
て、個人情報を守るために、個人を守るために、
高い方に、ビジネスを世界展開していくば、上
がつていくわけなんです。

我々日本維新の会は、電波、情報通信行政の刷新を後押しする立場から、これまで議員立法として、NHK改革推進法案、あるいは情報通信行政の改革推進法案などを提案してきております。本電気通信事業法改正案につきましては、情報通信インフラの整備、そして利用者情報の取扱い、また競争性の確保などの観点から一定必要な改革であり、更に十分な改革を進めるための通過点と受け止めております。

雨災害で通信網が寸断され 大変 安否確認もできず困った事例がございました。そういうことも踏まえて、引き続き、通信事業者を始め関係者とも連携をしながら、安全で信頼性の高い情報通信ネットワークの確保にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

く災害対応機関の間で情報共有ができる、共通の防災デジタルプラットフォームの構築に取り組んでいるところでございます。

内閣府といたしましては、より円滑に災害対応を行うためには各機関との更なる情報共有の促進が必要であると考えております。引き続き、関係省庁と連携して取組を進めてまいります。

○中司委員 ありがとうございます。

災害などで、例えばドローンから送られてきた現場写真の位置を特定するのに、どういった装置が

大臣の所感を聞きたいと思います。
○金子(恭)国務大臣 お答え申し上げます。
いろいろ世界の基準とか罰金の問題についても
たんすでけれども、もう時間がありませんので

それでは、質問はアリません。
先般の知床での痛ましい事故で犠牲になられた
方々に、心からお悔やみを申し上げます。一日も早く
捜索活動が進展するよう祈念するものでござ
ります。

隊にも出動要請があるわけですが、土地カンがながい場所とか地図で分かれにくいところ、また、山間部などで地番のない地域もある、そういう中で迅速な対応をしなければなりません。しかし、

現場写真的位置を決定するにそんじた位置づけで、報の共有化があれば瞬時に現場が特定できる。そういう状況もあるうと思います。非常時に備えて、システムの統一化、これを図っていくべきだと思いますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

御指摘をいただいたわけですが、近年、デジタル化の進展に伴って、通信サービスについては、社会経済活動や国民生活の基盤として、また、自由な情報の発信、人と人とのコミュニケーション、多様な情報の収集、利用の手段としての

行政指導への対応等、事業者側の問題が明らかになつてきましたが、同時に、非常時における情報通信インフラの重要性が注目されたわけであります。こうした中で、情報通信インフラの工

例えば住民の携帯電話などからの通報やドローンからの情報があつても、自治体や消防、警察、自衛隊など各機関の位置情報のシステムとリンクしていなければ、速やかに対応ができないと思います。

ます。
省 次に、インフラ整備に関して、通信は総務省、電力は経済産業省、交通は国土交通省といつた省庁間の縦割りではなくて、いわゆる横串を通して、整合性を保つための調整設計を行うことが重要であると田中氏は述べています。

重要性が急速に増している一方、情報の不適正な取扱いのリスクが顕在化しているものと認識をしております。

という視点から、大変重要なと認識を新たにした次第でございます。

この点を踏まえつつ、平時から強靭な情報通信インフラの整備、維持と、そして安全性、信頼性

そこで、各省庁、全国の自治体や消防の位置情報システムの連携がどのように図られているのか。また、縦割りをなくして、各機関共通の統一された位置情報システムを構築する必要があると

います。5Gインフラの整備やビヨンド5G技術の開発など、まさに国の競争力につながる問題を考えます。デジタルトランスフォーメーションを推進するデジタル庁が中心となつて総合的なデジ

る、守ってくれというような御趣旨だと思いますが、このような中で、本法案は、利用者が安心して利用できる通信サービスの確保に向けて必要な制度を整備するものでございます。極めて意義の

の向上に取り組むべきと考えますが、まず、金子大臣のお考えをお聞きします。

思うのですけれども、その点の認識と今後の方
向を伺います。

タルインフラ戦略を策定すべきと考えますが、考え方をお聞きいたします。

○山本政府参考人 お答えいたします。

デジタル社会実現のためには、委員御指摘のと

高いものと考えております。
総務省としては、今後とも、国民の皆様が安全、安心にインターネットを利用して、デジタル

の安否確認や現場の被災状況の把握など、国民の生命財産を守るために情報伝達手段として、情報通信ネットワークの確実な確保は必要不可欠なもの

衛隊、自治体等の災害対応機関の間で共有することができるシステムであります。ISUTサイトといふものを運用しております。このISUTサイト

おり、政府が一体となり、整合性を持つて施策を推進することが重要でございます。

検討会での様々な議論があつたというふうに承知をいたしておりますけれども、内容的に大変当初の案から後退をしたということもございますし、議論の過程で、その議論の経緯の透明性ですが、とか公開性の問題も含めて、また事業者の皆様の意見を聴取するという方法についても様々な議論があつたというふうに承知をいたしております。是非、今回の法改正をスタートとして、様々まだ課題が山積をしているというふうに思いますがので、しつかりまた大臣を中心にお取組をお願いをしたいと思います。

本改正案につきましては、三つの柱が骨子と

なっております。

尋ねをいたします。
光ファイバーケーブルが各家庭まで設置され
おり、年々増加をし、総務省も高度無線環境整備
事業として、過疎地、離島などの条件不利地域に
整備費を補助をして光ファイバーエンジニアを進めてき
ました。令和三年三月末におきまして、このブ
ロードバンド基盤整備率というものは九九・三%と
なり、未整備世帯は三十九万世帯となつております。
ただ、離島や山間地域の地方自治体で整備が遅
れているという現実もございます。本改正案においては、ブロードバンドサービスを基礎的電気通
信業務、ユニバーサルサービス、新たな類型とし
て基礎的電気通信業務として位置づけることとな
りました。

今後、新たなユニークサービスの対象となるプロードバンドサービスについては総務省令で規定をされるということになるというふうに聞いておりますけれども、誰一人取り残さないデジタル社会の実現の面からも、また、先ほど副大臣からお答えをいただいた強靭な情報インフラを構築する上でも、大変必要な取組であると考えております。

ドバンドの、九九・九%の世帯、その場合は木整備世帯約五万世帯と想定をされておりますけれども、九九・九%の世帯カバー率を目指す方針でありますけれども、このプロードバンドが提供されない地域における対応について、政府としてどのようにお考えになつてあるかということを、方針についてお伺いをいたします。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

プロードバンドサービスが全国どこでも安定的に提供されるようになることは、地方と都市の差を縮め、活力ある地域づくりを目指すデジタル田園都市国家構想を実現するためにも大変重要でござります。

で支援する方針となつております。
総務省は令和四年二月に、プロード・ビースのユニバーサルサービス化によつて百二十七億円、契約者当たり七円か八円が見込まれる試算というものを発表いたします。負担の在り方について今後どう針をお持ちであるのか、最終的に利用料金を定めるときの負担金につきましては、また、プロードバンド事業を徴収する方針であるのか、その基本方針をお伺いをいたします。

○二宮政府参考人 お答えいたします。
御指摘の負担金につきましては、ロードバンドサービスを提供する事業者であることなりますが、実際には、通常

、年間二ヶ月の費用負担をしておられる方針に、から幅広い、の負担と、は、が、ます。

支援対象区域におけるサービス提供に伴い発生する赤字額の全額が当然に補填されるというわけはございません。かしながら、この場合の標準モデルの内容事業者固有の非効率性を排除するという目的が達成される限度で、各事業者の実際の費用に近づくのであることが望ましいと考えております。小規模事業者も含め、プロードバンドサービス提供が継続できるよう、交付金制度の運用開拓での間に、このような考え方を基本としつつ制度の具体化を図りたいと考えております。

岡委員 しっかりと持続可能な制度となるようまたお進めをいただきたいというふうに思

で支援する方針となつております。
総務省は令和四年二月に、プロードバンドサービスのユニバーサルサービス化によつて、年間二百七十七億円、契約者当たり七円か八円の費用負担が見込まれる試算というものを発表いたしております。負担の在り方について今後どのような方針をお持ちであるのか、最終的に利用者の負担をするのか、また、プロードバンド事業者から幅広く徴収する方針であるのか、その基本的な方針についてお伺いをいたします。

○二宮政府参考人　お答えいたします。

御指摘の負担金につきましては、制度上、プロードバンドサービスを提供する事業者が負担をすることとなります。実際には、通信料金に転嫁する形で、利用者の皆様に少しずつ御負担をいただくことが想定をされております。このため、利用者の皆様から十分な御理解をいただきることは必要不可欠であると考えております。

様々な広報手段を用いまして、通信事業者や関係団体とも協力しながら、しっかりと周知を行つていきたいと考えております。

○西岡委員　今言及がありましたように、しっかりと国民の皆様への説明というものが大変重要だと私は思ひますので、しっかりと進めていただきことを前提として考えていくいただきたいというふうに思つております。

続きましての質問でござりますけれども、プロードバンドサービスを基礎的電気通信役務と位置づけていく中で、どの程度赤字補填をすべきであると考えておられるのか。規模の小さいプロードバンド事業者にユニバーサルサービスの継続が可能であるかという問題もあるかというふうに思ひますけれども、今後の政府の方針、対応についての見解をお尋ねいたします。

○二宮政府参考人　お答え申し上げます。

今回の交付金制度では、事業者固有の非効率性を排除する観点から、交付金額算定の基礎となる費用の額を、原則として、一定の標準的なモデル

は、事業者固有の非効率性を排除するという目的が達成される限度で、各事業者の実際の費用に近いものであることが望ましいと考えております。しかししながら、この場合の標準モデルの内容で、小規模事業者も含め、プロードバンドサービスの提供が継続できるよう、交付金制度の運用開始までの間に、このような考え方を基本として、制度的具体化を図りたいと考えております。

○西岡委員 しつかり持続可能な制度となるよう、またお進めをいただきたいというふうに思いました。

続きまして、自治体が運用しますプロードバンドサービスについては支援金制度の対象外となっておりますが、自治体においても、維持、運営経費の負担が大変重いということが課題となつております。サービス維持のための自治体に対する支援について、その方針について、中西副大臣にお尋ねをいたします。

○中西副大臣 お答えを申し上げます。

先生御指摘のとおりでありますと、自治体が公設公営の方式によつて有線プロードバンドサービスを提供している場合は、現在、直接の支援対象となつていいわけございませんが、しかし、新設する交付金制度では不採算地域において、公設による設備の民間事業者への譲渡が行われた場合には、それ以降の設備の維持や更新に要する費用を支援をすることとさせていただいております。

これによりまして、現在、民間事業者の不採算地域への進出を妨げてゐる大きな要因が解消していくものを後押しすることになつていくんだろうというふうに考えております。こうした制度によりまして、現在の公設公営方式から公設民営とか民設民営方式への移行が一層進展するものというふうに期待をしておるところであります。

なお、現在、公設公営で進めていただいている自治体に対して行つてゐる支援措置、これにつきましても、今後の民設民営方式等への移行への状況をしつかり踏まえながら検討してまいりたいと

いうふうに思つております。

○西岡委員 地域の事情もしつかりお聞きをいた
だく中で、この条件不利地、不採算地域について

者の求めで情報の提供を停止するオプトアウトを義務づける方針であつたことが、経済界からの反対により大きく後退をしたと言われております。経済界からは、「デジタルビジネスや日本社会のデジタル化に対し過剰な規制となり、事業者にとって大きな負担となる」というお声がございました。

確保や利用者保護の強化などが図られると考えております。

することを義務づけることとしており、これらにより、利用者にとって、サービスの提供を受ける上で必要な情報をより容易に把握できるようになります。

このことも十分理解はできるわけでございますけれども、ただ、これまで、クツキーなどの外部

確保や利用者保護の強化などが図られると考えております。

また、通知又は公表、オプトアウトなどの方法や事項は総務省令で定めることといたしておりまして、これらの方針が利用者保護の観点から十分なものとなるよう、関係業界における実態やベストプラクティスなどを踏まえつつ検討をしてまいります。

することを義務づけることとしており、これらにより、利用者にとって、サービスの提供を受ける上に必要な情報をより容易に把握できるようになります。

送信に係る通知は実際には表示をされておりましたけれども、これも参考人の質疑の中で参考人か

確保や利用者保護の強化などが図られると考えております。

また、通知又は公表、オプトアウトなどの方法や事項は総務省令で定めることといたしておりまして、これらの方針が利用者保護の観点から十分なものとなるよう、関係業界における実態やベストプラクティスなどを踏まえつつ検討をしてまいります。

○西岡委員 引き続きしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、これはちよつと大臣にお聞きをさせ

○西岡委員 御指摘のよう、データ基本権に関する議論があることは承知をしております。いずれにしても、総務省としては、引き続き、利用者保護の観点から、利用者がサービスを適切に選択できるような環境の整備に取り組んでまいります。

○西岡委員 データ基本権という新しい、いわゆる議論が、利用者にとって、より、利用者にとって、サービスの提供を受ける上で必要な情報をより容易に把握できるようになります。

お尋ねをいたします。
先ほど吉川委員からも質疑の中ございましたけれども、さきの参考人の意見聴取の中で森参考
きる通信サービス、ネットワークの確保について

人から詳しい御説明がありましたけれども、ケンブリッジ・アナリティカ事件については、利用者情報の外部送信というものが、個人のプライバシーの問題にとどまらず、社会や国家の在り方、民主主義そのものを揺るがす大変大きな危険といふものが明らかになつたというふうに思つております。このことは、我が国にとつても、直面する喫緊の重要な課題であるといふふうに思います。

らも言及がございましたけれども、この種の通知や同意はいわゆる形骸化をしていて、利用者は詳しく中身を確認をしていないというのが実態であり、実効性が伴っていないという指摘もございました。

本改正による外部送信の規制によってどのように利用者保護が図られるとお考えになっているのか、また、この改正によって十分に利用者保護が達成できるとお考えになつてはいるのか、これは先ほど大臣からも出発点というお話を、前進というお話をございましたけれども、今後の課題も含めて総務省にお尋ねをいたします。

○二宮政府参考人　お答え申し上げます。

せていただきたいんですけども、デジタル社会の進展に伴いまして、自分自身のデータの使われ方ですとか扱いについては自分自身で決めていくという、いわゆるデータの自己決定権、データ基盤権といった新しい人権の概念というものが議論をされていく中で、このことは大変重要なことだというふうに私は思っておりますけれども、我が国にはまだデータ自己決定権という概念が十分に根づいていない、議論をされてこなかつたということもありますけれども、今回の法改正に関連をして、利用者情報の保護というのを考えしていくときに、このことをしつかり踏まえて考えていかなければいけない、もうそういう局面に来ているとふうに思います。

る人権とも言える概念だというふうに思いますけれども、国民党としては、積極的に、このことをしっかりと議論をしていく必要性、憲法も含めて、必要性というものを從来から主張はさせていただておりますけれども、やはり、自分のデータの扱われ方については自分自身が決めていくべきことには、データの信頼性を高める意味でも大変重要であるというふうに思いますし、いまだにマイナンバーの登録をちゅうちょされる方にどうぞ安心して登録をしていただきたいをしますと、やはり、自分の情報やデータがどう扱われるかということにいまだにまだ不安を抱え持っている方が多くおられます。やはり、そのこととこの問題は大変関連をしてくるかと思うんですけど、また、是非

一部の「...」や「...」が表示されています。

せていただきたいんですけども、デジタル社会の進展に伴いまして、自分自身のデータの使われ方ですとか扱いについては自分自身で決めていくこと、という、いわゆるデータの自己決定権、データ基盤権といった新しい人権の概念というものが議論をされていく中で、このことは大変重要なことだということを私は思っておりますけれども、我が国にはまだデータ自己決定権という概念が十分に根づいていない、議論をされてこなかつたということもありますけれども、今回の法改正に関連をして、利用者情報の保護というのを考えていくときに、このことをしっかりと踏まえて考えていかなければいけない、もうそういう局面に来ているというふうに思います。

データの自己決定権を明確にしていく必要がある

る人権とも言える概念だというふうに思いますけれども、国民党としては、積極的に、このことをしつかり議論をしていく必要性、憲法も含めて、必要性というものを從来から主張はさせていただておりますけれども、やはり、自分のデータの扱われ方については自分自身が決めていくこと、ということは、データの信頼性を高める意味でも大事重要なことであるというふうに思いますし、いまだにまだ不安を抱いていらっしゃる方が多くおられます。

やはり、そのことともこの問題は大変関連をしてくると、いうふうに思いますので、また、是非しっかりと、根本的なところだというふうに思いますが、数据の扱いについて、このままでは、

利用者の個人情報にアクセス可能な状況であつたことや、また、データは日本のみで管理をしていふと説明をしながら韓国で管理をされていたとうことも発覚をいたしました。

されとも、これは我が国の法令に定められたものではなく、通知の内容などについても、定められているものではございません。

○金子(恭)国務大臣 お答え申し上げます。
利用者が信頼できる通信サービスの提供を確保する御所見というものを伺いたいと思います。

うふうに私たち国民党も思つておりますけれども、是非、このこと、国会で議論を進めていくべき必要性というものを申し上げさせていただきたいと思います。

本改正案では、事業者は、利用者に関する情報
を外部送信する場合に、利用者に対し確認の機会
を付与することとしているものの、選択できる形
で利用者に通知又は公表すればよいということに
なっております。

ムなどの送信を行う際に、利用者に確認の機会を付与することを求めるものでございまして、クッキーだけでなく、閲覧履歴や位置情報などの情報を広く対象としてございます。

これにより、利用者が認識しない間にクッキー

し、デジタル化を推進していくためには、事業者が利用者情報をどのように取り扱っているのかを分かるように透明性を確保し、利用者がサービスを適切に選択できるようになることが必要であります。

次の質問に移ります。
我が国では、本人を特定しないネット利用者の
閲覧履歴とか、本人を特定しないという言葉がよく
表現として使われるんですけれども、実際に本
当に特定されないのでどうかという実態について

冒頭も、私も言及させていただきましたけれども、当初、検討会の議論では、ネットの閲覧履歴を第三者に送信する場合の本人の同意や、利用

を含む多様な情報が外部送信されることについて、利用者に確認の機会が付与されることから、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの

これを踏まえ、本法案では、事業者に対し、情報の取扱いについての方針の公表や、情報を第三者に送信する場合に利用者が確認する機会を確保

は大変疑義があるところではござりますけれども、先ほどから議論の中であつております、E II 等においては、大変、利用者履歴情報というのがあ

個人情報であるといふぐらりの中で法体系が確立をされております。

これも、参考人質疑の中でも、通信サービス、ネットワークの信頼性というのが大変最重要であるという参考人の皆様の共通の認識があつた中で、大橋参考人が述べられたことが私は大変重要なあるといふうに思つておりますけれども、消費者が、よりデータの管理を厳格にやつている事業者を選ぶ土壤をつくっていく必要性、また、データに関する国民の意識を高めていく必要性、そういうことを前提とする中で、海外との競争に堪え得る事業者をしっかりと国内で育てていく重要性ということについて言及をされました。

特に、データの管理を厳格にやつている事業者を消費者が選んでいく土壤といふうに思つたんすけれども、まさにこのことを踏まえて、今後どのようにお取組を続けていかれる方針であるかということについて、総務省にお尋ねをいたします。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。
利用者が信頼できる電気通信サービスの提供を確保し、社会全体のデジタル化を推進していくためには、電気通信事業における利用者の情報の取扱いに係る透明性を確保し、電気通信サービスを適切に選択できる機会を確保することが必要でございます。

本法案は、このような機会の確保に資するものであるとともに、国際的な規制動向とも整合性を取りており、我が国の事業者がグローバルな市場で活躍するための環境についても十分考慮したとのなっております。

総務省では、法案成立後、規律の詳細につきまして、消費者団体や事業者団体、経済団体等の幅広い関係者と議論を行い、公表される情報などが利用者にとって分かりやすいものとなるよう検討するとともに、引き続き、諸外国の動向等を注視しつつ、必要な取組を行つてまいります。

○西岡委員 事業者への過度な負担、規制を課す

というところの問題点も十分認識する中でございますけれども、データに関する国民の意識を高めていくことも大変重要なことだと思います。

時間となりましたので、私の質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○赤羽委員長 以上で午前中の質疑は終了いたしました。

午前十一時四十六分休憩

午後一時十七分開議

○赤羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○宮本(岳)委員 質疑を続行いたします。宮本岳志さん。

○宮本(岳)委員 日本共産党的宮本岳志です。四月二十八日の参考人質疑でも紹介したところは、私は、二〇〇〇年の第百五十回臨時国会に提出され成立した高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法の審議に当たつてまいりました。

二十二年前の審議で、私は、そもそも情報技術は民主主義と密接な関わりを持つてることを示した上で、インターネットの普及が、民主主義の発展にも文化の向上にも大きな寄与をすることができる一方、新たな社会的格差を拡大する可能性も持つていてこれを指摘し、だからこそ、新しい技術を国民全体のものにし、民主主義の発展や文化の向上に役立てるための本格的な取組が求められる一方と主張いたしました。

本法案で問われているのも、依然として、この二つの論点。つまり、全ての国民のアクセス権、ユーニバーサルサービスの保障と、安心・安全の環境整備、個人情報の保護であります。

法案では、有線ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務とし、七条で、基礎的電気通信役務とは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものと規定されています。

法文上は、あまねく日本全国における提供といふわけすけれども、政府の有線ブロードバンドの整備目標は一〇〇%とはなつております。二〇二二年三月末で九九・七%の見込みのものを、

二〇二七年度末までに九九・九%、今後、残った十七万世帯のうち十二万世帯の整備を進めるけれども、五万世帯余りは未整備で残るという話であります。

これは、冒頭、大臣にちょっとお伺いしたいんです、これでどこがあまねくと言えるのか、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○金子(恭)国務大臣 お答え申し上げます。

一〇〇%というのはなかなか、いろいろな意味で難しいと思いますが、そういう意味では、文字どおりあまねくというような形で、それを目標に今取り組んでいるところでございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、九九・九%、つまり五万世帯は残るという話なので聞いてるんですね。これはユーニバーサルサービスとは私は言えないと存じます。

國民生活に不可欠なものであり、全国で公平に安定して確保され、国民の誰もが利用できる料金と条件で提供されるべきサービス、これがユーニバーサルサービスの定義でありますけれども、本

電話だつて一緒なんですよ、それは。それでもNTTにそういう義務を負わせているわけだから、全くそれは違うんですよ。

○宮本(岳)委員 言えないじゃないか、同じだけいうことを。言えないでしよう、何度聞いたって。違うのは分かっているんですよ。

それから、複数の事業者が競争しているのは固定電話だつて一緒なんですよ、それは。それでもNTTにそういう義務を負わせているわけだから、全くそれは違うんですよ。

一方、昨日の質疑で二宮局長は、無線ブロードバンドサービスのうち4Gにつきましては、現時点で既に居住地域の九九・九九%以上をカバーしております。来年度中には全ての居住地域をカバーする見込みでござりますと答弁いたしました。

4G無線ブロードバンドサービスが既に九九・九九%以上をカバーし、来年度中には一〇〇%になるのであれば、なぜ有線ブロードバンドにこだわって、利用者負担による年間二百三十億円もの交付金制度をつくつてまで進める必要があるのか。二宮局長、お答えください。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

と今回のブロードバンドサービスの、基礎的電気通信役務とすること、これが同義かという御質問かと思ひますけれども、電話の場合とブロードバンドの場合では、そもそもの置かれている状況が違つておりますので、ブロードバンドサービスにつきましては、複数の事業者が競争しながらそのサービスエリアを拡大し、その下で一定のサービス維持を図り、九九・九%、御指摘の水準まで

つきましては、サービスエリアを拡大し、その下で一定のサービスを維持を図り、九九・九%、御指摘の水準までしっかりと高めていく、そういうものでございまして、元々の置かれていた状況が違いますので、規律も変わつてくると思います。

○宮本(岳)委員 同じなんですか。ユーニバーサルサービスファンでやつているのと同じことをやつてくれるんですか。答えてください。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げましたとおり、電話とブロードバンドサービスにつきましては、その置かれている環境、これまでの整備の状況も違いますので、それに応じた差異はあるものと承知をしております。

○宮本(岳)委員 言えないじゃないか、同じだけいうことを。言えないでしよう、何度聞いたって。違うのは分かっているんですよ。

それから、複数の事業者が競争しているのは固定電話だつて一緒なんですよ、それは。それでもNTTにそういう義務を負わせているわけだから、全くそれは違うんですよ。

一方、昨日の質疑で二宮局長は、無線ブロードバンドサービスのうち4Gにつきましては、現時点で既に居住地域の九九・九九%以上をカバーし、

来年度中には全ての居住地域をカバーする見込みでござりますと答弁いたしました。

4G無線ブロードバンドサービスが既に九九・九九%以上をカバーし、来年度中には一〇〇%になるのであれば、なぜ有線ブロードバンドにこだわって、利用者負担による年間二百三十億円もの交付金制度をつくつてまで進める必要があるのか。二宮局長、お答えください。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会形成基本法において、全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現が基本理念として掲げられたことを踏まえまして、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療などのデジタル技術のメリットを、原則として全ての国民が、地理的な制約にかかわらず享受できる環境を実現することを目指すものでございます。

こうしたデジタル技術は、他の社会インフラの不足を補う側面を有しており、活力ある地方を実現していく上で、地方においてこそ必要とされるものであると認識をしております。

このような観点から、今回の改正で基礎的電気通信役務として位置づけるブロードバンドサービスは、テレワークなどのサービスを継続的、安定的に利用する上で適切な通信手段となり得るものである必要があると考えております。具体的に申し上げますと、大容量の動画を送信可能か、リアルタイムかつ双方向でのやり取りが可能か、定額料金で原則無制限に利用可能かという三點を総合的に考慮いたしまして、ブロードバンドサービスのうち、F T T HとH F C方式のC A T Vインターネットを指定することを想定しているものでございます。

委員御指摘のとおり、4 Gの携帯ブロードバンドサービスについては、現時点で既に居住地域の九十九・九九%以上をカバーしており、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、来年度中には全ての居住地域をカバーする見込みでござります。

このような4 Gの携帯ブロードバンドサービスも、移動時などにおける通信手段として極めて重要なものですございますが、その一方、先ほど申し上げました通信速度、遅延の程度、料金体系といふ点で、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療などのサービスを継続的、安定的に利用するための手段としては必ずしも十分ではないと考えられます。このため、今回の改正では、F T T Hなどの有線ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務

として位置づけ、不採算地域を含め、原則として日本全国でその継続的、安定的な提供を確保することを目指すものでございます。

○宮本(岳)委員

端的に答えてくださいよ。

月末の時点では到底九九・九%もいかないと思うんですね。一方、4 G無線ブロードバンドサービスは、来年度には全ての居住地域をカバーすることになります。そうすると、来年度中には、有

ドバンドならばつながる世帯が生まれることになります。

ド接続に関するユニバーサルサービスは確保されると考えるのか、それとも、ユニバーサルサービスは確保されていないと考えるのか、どちらですか。

○二宮政府参考人

お答え申します。

先ほど申し上げましたとおり、スピードとか双方性とか料金とか、こういったことを総合的に考慮した上で、有線ブロードバンドサービスのうちのF T T H等を想定しておりますので、お尋ねの御質問につきましては、ユニバーサルサービスとは確保されている状態ではないというふうに考えております。

○宮本(岳)委員

それはちょっと理解不能なんですね。

なぜそれが、無線といえどもブロードバンドサービスなんですか。それがなぜユニバーサルサービスに含まれないんですか。

○二宮政府参考人

お答え申し上げます。

先ほど来申し上げていますとおり、基礎的電気通信役務につきましては、ユニバーサルサービス料として通信回線ごとに徴収した負担金を基金にして、N T T東西のユニバーサルサービス提供に伴う赤字分を補填するという基本方式を取っております。

本来は、ユニバーサルサービスを支えるために

ユニバーサルサービス基金をつくったという順序

だったはずなのに、いつの間にか、ユニバーサルの基金で支えるものをユニバーサルサービスと呼ぶという本末転倒のロジックになつていて、私はこのあなたの答弁を聞いたわけであります。

だから、無線ブロードバンドサービスについてないものでございますので、お尋ねの状況は、ユ

○宮本(岳)委員

二宮さんは、前回の質疑で、無線ブロードバンドサービスにつきましては、今後普及が見込まれる5 Gを含め、一般に、基地局までの光ファイバー網が維持されなければ、無線部分の維持費用は大きな負担にならないと考へているため、無線ブロードバンドサービスについては、あえて交付金制度による支援対象とする必要はないことから、現時点での想定といったしましては、基礎的電気通信役務としては位置づけないこととしていると答弁をされたんですね。覚えていました。

私は、これは極めて不可解な答弁だと思います。つまり、交付金制度による支援対象とするのに必要なからユニバーサルサービスではないという説明こそ、おかしいんじゃないですか。

先ほど述べたように、固定電話や公衆電話は電気通信事業法によって提供の義務が定められており、N T T東西は、ユニバーサルサービスとして、村や離島を含めた全ての市町村を対象にサービスを提供しなければなりません。交付金とか支援制度などない時代からユニバーサルサービスというものはあつたわけですね、御承知のとおりだと思いますが。

ところが、そこに競争原理を導入した結果、ユニバーサルサービスのコストを支え切れなくなつて、現在では、N T T以外の通信事業者がユニバーサルサービス料として通信回線ごとに徴収

た負担金を基金にして、N T T東西のユニバーサルサービス提供に伴う赤字分を補填するという基本方式を取っております。

本来は、ユニバーサルサービスを支えるためにユニバーサルサービス基金をつくったという順序だったはずなのに、いつの間にか、ユニバーサルの基金で支えるものをユニバーサルサービスと呼ぶという本末転倒のロジックになつていて、私はこのあなたの答弁を聞いたわけであります。

だから、無線ブロードバンドサービスについてないものでございますので、お尋ねの状況は、ユ

金制度による支援対象とする必要はないから、現時点でユニバーサルサービスに位置づけないといふ珍妙な結果になつているんじやないかと思うんですが、これはどちらが答えていただけますか。大臣でもいいし、局長でもいいんですけど、そうじゃないんですか。

○二宮政府参考人

お答え申し上げます。

有線ブロードバンドサービスを提供する事業者は、現在、特殊会社であるN T T東西等を別とすれば、一般的民間企業でございまして、このようないくつかの事業者に対して不採算地域からの撤退を禁止することまではしておらず、改正法の施行後も、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者が、交付金制度を利用せず、不採算地域から撤退することは制度上可能でございます。(宮本(岳)委員「答弁になつていなか」。速記を止めてください」と呼ぶ)

○赤羽委員長

そうしたら、宮本岳志さん、もう一度。

○宮本(岳)委員

今の、答弁なの。今の答弁で終わります。

○二宮政府参考人

失礼いたしました。

引き続きでございますが、その一方、今回の法改正により新たな交付金制度が創設されれば、有線ブロードバンドサービスの収支が赤字の事業者は、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供について、交付金による支援が受けられるようになります。

その結果、委員御指摘のよう、不採算地域において交付金制度による支援を受けつつも、有線ブロードバンドサービスの提供が維持できなくなるような事態が生ずる可能性は、現時点での見通しとしては低いものと考えており、少なくとも、

当該地域の自治体が有線プロードバンドサービスの提供を希望しているような地域については、サービスの継続的、安定的な提供が将来にわたつて確保されることとなると考えております。

○宮本(岳)委員　かみ合っていないですね、答弁が。

委員御指摘のアンケートの調査につきましては、令和元年度に行つた情報通信基盤の整備、維持管理に関する調査研究の中で実施をしたものでございます。情報通信基盤の維持管理に係る項目について、回答のあつた百四十二自治体におけるサービス提供、運営を通じた収入及び支出、経常的支出や臨時支出でございますが、それぞれの会計を基に算出したものでございます。

今回の交付金制度の導入によりまして、今委嘱御指摘の地方における、不採算地域におけるサービス提供について、交付金を渡すことによりましてその維持を図るということを想定しているものでございます。

検索をし、閲覧する。閲覧の履歴がクッキーに記録され、もづけられ、第三者に送信される。受け取った第三者は、様々な情報からその利用者をプロファイリングし、利用者の興味や趣味や嗜好、主張によって、いった、利用者に合った広告を狙い撃ちのように表示する、いわゆるターゲット広告の手法が問題になつております。参考人のお二人が示された懸念の一つは、そういうことだと思います。

利用者に関する情報、利用者関連情報というのを一体何か。いわゆるウェブ閲覧情報などのクッキーや広告IDなどにひもづく識別情報というう

いや、私は、元々、有線プロードバンドをユニバーサルサービスにするという話から始まるものですから、九九・七%を九九・九%にする話なんだ、広げたい話なんだと思つておりました。ところが、既に無線なら九九・九九%いっていて、そして来年度中には一〇〇%になるんだといふ答弁が出来ました。それを何でわざわざやるのか

的支出や臨時支出でございますが、それぞれの会計を基に算出したものでございます。

これは自治体が公設でプロードバンドサービスを提供している場合に限った数字でありまして、かつ、アンケートに回答のあつた一部の自治体に限った数字であることから、日本全国における不採算地域での有線プロードバンドの維持に必要な金額を算出する上で、直接の参考となるものではございません。

になつております。参考人のお二人が示された概念の一つは、そういうことだと思います。

利用者に関する情報、利用者関連情報というのとは一体何か。いわゆるウェブ閲覧情報などのクッキーや広告IDなどにひもづく識別情報というふうとでよろしいですか、局長。

○二宮政府参考人　お答え申し上げます。

特定利用者情報の範囲につきましては、本法案では、適正な取扱いの対象としている特定利用者情報は、利用者に関する情報であつて、通信の歴史密に該当する情報のほか、契約等をする利用者を識別することができる情報としているところであります。

試算されている経費は二百三十億円でありますけれども、計算の考え方で示されているのは、F う答弁が出ております。

日本全国における不採算地域で有線プロードバンドを維持した場合の額を推計したものでござります。

安定期には難があるときはどう弁つかれが無線で連絡して貰う。ドバンドでやつてくれという話に最後はなるんでしょう。全然話が、つじつまが合っていないじゃござらぬ。だから、このようないいとこは、到底ユーニバーサルサービスと呼ぶに当たらないと言わざるを得ないと思つております。

○宮本(岳)委員 本法案ではと言つて聞いていた
いですよ、僕。僕が聞いたのは、利用者に関する
情報というのは一般的に何かと聞いているんですね
よ。それを、あなたが言つたような範囲に狭めて
いるから、これから問題にするんじやないです
か。そうでしょう。

一方で、地方財政措置の対象となつてゐる条件不利地域を抱える五百二十四自治体へのアンケートを見ますと、百四十二自治体から回答があつて、約十二・四億円の赤字と示されております。

を前提としたものであり、制度の運用開始のタイミングで年間二百三十億円の交付金が発生するということを見込んだものではございません。

備 個人情報の保護について聞きます
インター ネットは、社会の利便性も生み出しました。国民生活にも大きな変化をもたらしました。一方で、四月二十八日の参考人質疑で、大橋参考人も、弊害を生んだと述べられました。森参考人も、看過し難いデメリット、影の部分が生まれたと指摘をされました。お二人とも総務省の電

いるから、これから問題にするんじゃないですか。そうでしょう。
ウェブの閲覧情報などのクッキーや広告IDも含みますね。

○二宮政府参考人　お答えいたします。

委員御指摘の利用者の情報という、その言葉の使い方によると思いますけれども、クッキーも含めた個人に関する情報ということには当たるのでないかと思つております。

あざり 少子高齢化の進展と人口減少の下で
赤字を支える制度、そう言うのであれば、ユニー
バーサルサービスなどという言葉を使わずに赤字
補填制度と言うべきだと思いますけれども、どう

それで、それだけやつてなお採算が合わない利益が確保できないということに、これは固定電話のユーニバーサルサービスと全然違うところで、交付金さえもらわなければ撤退できるんですよ。なくなるんですよ、それはね。

気通信事業者アンケート調査会の委員であります。インターネットで、様々なコンテンツ等の運営には、企業が掲載するデジタル広告料や、あるいは、その広告を閲覧した利用者が物品やサービスを購入することで、利用者は無料でサービスを受けることができる、簡単に言えば、こういうシステムになっていると思います。

○宮本(岳)委員 では、なぜ当初、制限なく全ての識別子を対象としたんですか。

○一宮政府参考人 今回の法案におきます特定利用者情報につきましては、先ほど申し上げましたとおり、通信の秘密に該当する情報のほか、契約等をする利用者を識別することができる情報としておりますが、これにつきましては、当初、電気

○二宮政府参考人 長。お答え申し上げます。

○一 一体どうしてくれるんですか、局長。

	<p>通信事業ガバナンス検討会において、契約等を行わない利用者を識別することができる情報も含めて適正な取扱いの対象とするべきとの御議論はありましたが、この対象となる情報が不明瞭という御指摘を踏まえまして、検討会において最終的に取りまとめられた報告書に基づくこととしたものでございます。</p> <p>○宮本(岳)委員 一月十四日の第十六回検討会で、森委員が、適正な取扱い規律の適用対象となる利用者情報からラックキーや広告IDにひもづく情報が外れたのは残念だと述べておられます。サードパーティーケックキーや広告IDなど識別子の外部への送信について、法案では、原則として通知、公表でよいとしております。通知や公表であれば、現状でも、ほとんど多くのウェブサイトでは既にやられていることになります。</p> <p>十二月十四日の段階では、利用者に確認の機会を適切な方法で与えたとされることが適当ではないかと述べていたものが、通知、公表を原則にすることになった。この通知、公表を原則とすることが確認の機会を適切な方法で与えたと言える、こう考えているということですか。</p> <p>○二宮政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今回の法案においては、利用者の確認の機会を与える手法として、通知、公表のみならず、同意、オプトアウトを、三つオプションを示しておるところでございます。</p> <p>この通知、公表につきましても、今後、利用者の実態、事業者のビジネスの実態も踏まえまして、より有効に確認ができるよう、そういういた方法を、関係事業者ともすり合わせながら、しっかりと検討してまいりたいといふうに考えております。</p> <p>○宮本(岳)委員 いやいや、十二月の会議から一ヶ月の会議の間で変わったことは、もう議論でみんな、各党ほんどの人たちが変わったことを言つて、いるので、同じだという話は今更通らないと思つています。</p> <p>うんですけれどもね。</p> <p>それで、当初の報告書案が示されたのは、昨年</p>	<p>業ガバナンス検討会だと思います。</p> <p>パブリックコメントに付す予定の検討会報告書案が示されたのは、今年の一月十四日の第十六回会合では、経済同友会、新経済連盟、日本経済団体連合会の三者からヒアリングを実施いたしました。また、本年一月十一日に開催をした第十五回の会合では、主婦連合会や全国消費生活相談員協会などの消費者団体四者のほか、在日米国商工会議所、日本インターネットプロバイダー協会の計六社からヒアリングを実施いたしました。</p> <p>○宮本(岳)委員 第十六回の検討会で配付された資料、「事業者等ヒアリングにおける主なご意見」と考え方を見ると、新経連が、法律でネット利用企業やデジタルサービスに広範な網をかけると萎縮効果でビジネス展開に大きな支障を来す、こういう意見を出しました。それに對して、全ての電気通信事業者を対象とする規律は将来的な課題としたい、まずは大きな影響のある事業者から必要最小限の規律の対象とするとの考え方を示しております。</p> <p>ほかにも、在日米国商工会議所がクラウド事業者への規制に異を唱えると、将来的な課題とすることが考えられるなどと答えております。</p> <p>この通知、公表につきましても、今後、利用者の実態、事業者のビジネスの実態も踏まえまして、より有効に確認ができるよう、そういういた方法を、関係事業者ともすり合わせながら、しっかりと検討してまいりたいといふうに考えております。</p> <p>○宮本(岳)委員 いやいや、十二月の会議から一ヶ月の会議の間で変わったことは、もう議論でみんな、各党ほんどの人たちが変わったことを言つて、いるので、同じだという話は今更通らないと思つています。</p> <p>うんですけれどもね。</p> <p>それで、当初の報告書案が示されたのは、昨年</p>	<p>未の十二月十四日に開かれた第十三回電気通信事業ガバナンス検討会だと思います。</p> <p>パブリックコメントに付す予定の検討会報告書案が示されたのは、今年の一月十四日の第十六回会合では、経済同友会、新経済連盟、日本経済団体連合会の三者からヒアリングを実施いたしました。また、本年一月十一日に開催をした第十五回の会合では、主婦連合会や全国消費生活相談員協会などの消費者団体四者のほか、在日米国商工会議所、日本インターネットプロバイダー協会の計六社からヒアリングを実施いたしました。</p> <p>○宮本(岳)委員 第十六回の検討会で配付された資料、「事業者等ヒアリングにおける主なご意見」と考え方を見ると、新経連が、法律でネット利用企業やデジタルサービスに広範な網をかけると萎縮効果でビジネス展開に大きな支障を来す、こういう意見を出しました。それに對して、全ての電気通信事業者を対象とする規律は将来的な課題としたい、まずは大きな影響のある事業者から必要最小限の規律の対象とするとの考え方を示しております。</p> <p>ほかにも、在日米国商工会議所がクラウド事業者への規制に異を唱えると、将来的な課題とすることが考えられるなどと答えております。</p> <p>この通知、公表につきましても、今後、利用者の実態、事業者のビジネスの実態も踏まえまして、より有効に確認ができるよう、そういういた方法を、関係事業者ともすり合わせながら、しっかりと検討してまいりたいといふうに考えております。</p> <p>○宮本(岳)委員 いやいや、十二月の会議から一ヶ月の会議の間で変わったことは、もう議論でみんな、各党ほんどの人たちが変わったことを言つて、いるので、同じだという話は今更通らないと思つています。</p> <p>うんですけれどもね。</p> <p>それで、当初の報告書案が示されたのは、昨年</p>
	<p>通信事業ガバナンス検討会において、契約等を行わない利用者を識別することができる情報も含めて適正な取扱いの対象とするべきとの御議論はありましたが、この対象となる情報が不明瞭という御指摘を踏まえまして、検討会において最終的に取りまとめられた報告書に基づくこととしたものでございます。</p> <p>○宮本(岳)委員 一月十四日の第十六回検討会で、森委員が、適正な取扱い規律の適用対象となる利用者情報からラックキーや広告IDにひもづく情報が外れたのは残念だと述べておられます。サードパーティーケックキーや広告IDなど識別子の外部への送信について、法案では、原則として通知、公表でよいとしております。通知や公表であれば、現状でも、ほとんど多くのウェブサイトでは既にやられていることになります。</p> <p>十二月十四日の段階では、利用者に確認の機会を適切な方法で与えたとされることが適当ではないかと述べていたものが、通知、公表を原則にすることになった。この通知、公表を原則とすることが確認の機会を適切な方法で与えたと言える、こう考えているということですか。</p> <p>○二宮政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今回の法案においては、利用者の確認の機会を与える手法として、通知、公表のみならず、同意、オプトアウトを、三つオプションを示しておるところでございます。</p> <p>この通知、公表につきましても、今後、利用者の実態、事業者のビジネスの実態も踏まえまして、より有効に確認ができるよう、そういういた方法を、関係事業者ともすり合わせながら、しっかりと検討してまいりたいといふうに考えております。</p> <p>○宮本(岳)委員 いやいや、十二月の会議から一ヶ月の会議の間で変わったことは、もう議論でみんな、各党ほんどの人たちが変わったことを言つて、いるので、同じだという話は今更通らないと思つています。</p> <p>うんですけれどもね。</p> <p>それで、当初の報告書案が示されたのは、昨年</p>	<p>業ガバナンス検討会だと思います。</p> <p>パブリックコメントに付す予定の検討会報告書案が示されたのは、今年の一月十四日の第十六回会合では、経済同友会、新経済連盟、日本経済団体連合会の三者からヒアリングを実施いたしました。また、本年一月十一日に開催をした第十五回の会合では、主婦連合会や全国消費生活相談員協会などの消費者団体四者のほか、在日米国商工会議所、日本インターネットプロバイダー協会の計六社からヒアリングを実施いたしました。</p> <p>○宮本(岳)委員 第十六回の検討会で配付された資料、「事業者等ヒアリングにおける主なご意見」と考え方を見ると、新経連が、法律でネット利用企業やデジタルサービスに広範な網をかけると萎縮効果でビジネス展開に大きな支障を来す、こういう意見を出しました。それに對して、全ての電気通信事業者を対象とする規律は将来的な課題としたい、まずは大きな影響のある事業者から必要最小限の規律の対象とするとの考え方を示しております。</p> <p>ほかにも、在日米国商工会議所がクラウド事業者への規制に異を唱えると、将来的な課題とすることが考えられるなどと答えております。</p> <p>この通知、公表につきましても、今後、利用者の実態、事業者のビジネスの実態も踏まえまして、より有効に確認ができるよう、そういういた方法を、関係事業者ともすり合わせながら、しっかりと検討してまいりたいといふうに考えております。</p> <p>○宮本(岳)委員 いやいや、十二月の会議から一ヶ月の会議の間で変わったことは、もう議論でみんな、各党ほんどの人たちが変わったことを言つて、いるので、同じだという話は今更通らないと思つています。</p> <p>うんですけれどもね。</p> <p>それで、当初の報告書案が示されたのは、昨年</p>	<p>未の十二月十四日に開かれた第十三回電気通信事業ガバナンス検討会だと思います。</p> <p>パブリックコメントに付す予定の検討会報告書案が示されたのは、今年の一月十四日の第十六回会合では、経済同友会、新経済連盟、日本経済団体連合会の三者からヒアリングを実施いたしました。また、本年一月十一日に開催をした第十五回の会合では、主婦連合会や全国消費生活相談員協会などの消費者団体四者のほか、在日米国商工会議所、日本インターネットプロバイダー協会の計六社からヒアリングを実施いたしました。</p> <p>○宮本(岳)委員 第十六回の検討会で配付された資料、「事業者等ヒアリングにおける主なご意見」と考え方を見ると、新経連が、法律でネット利用企業やデジタルサービスに広範な網をかけると萎縮効果でビジネス展開に大きな支障を来す、こういう意見を出しました。それに對して、全ての電気通信事業者を対象とする規律は将来的な課題としたい、まずは大きな影響のある事業者から必要最小限の規律の対象とするとの考え方を示しております。</p> <p>ほかにも、在日米国商工会議所がクラウド事業者への規制に異を唱えると、将来的な課題とすることが考えられるなどと答えております。</p> <p>この通知、公表につきましても、今後、利用者の実態、事業者のビジネスの実態も踏まえまして、より有効に確認ができるよう、そういういた方法を、関係事業者ともすり合わせながら、しっかりと検討してまいりたいといふうに考えております。</p> <p>○宮本(岳)委員 いやいや、十二月の会議から一ヶ月の会議の間で変わったことは、もう議論でみんな、各党ほんどの人たちが変わったことを言つて、いるので、同じだという話は今更通らないと思つています。</p> <p>うんですけれどもね。</p> <p>それで、当初の報告書案が示されたのは、昨年</p>

て、これを保有する事業者においては個人情報を該当しない場合であつても、当該情報の提供先において特定の個人を識別することができる場合に、当該提供先においては個人情報に該当し得るという理解でよろしいですね。

○佐藤政府参考人 御認識のとおりです。

○宮本(岳)委員 提供元ではクッキーや広告IDにひもづいた非個人情報であつても、提供先では個人情報になるということあります。

それが理由の一つとなり、個人情報保護法が改正をされました。

本委員会でも議論になつた、ケンブリッジ・アーチティカ問題を始めとするターゲット広告、サードパーティーケッキーの問題が国民、利用者の不安を高め、本法案も準備されたはずであります。しかし、結論は、今回もやはり現状追認と言わざるを得ません。

デジタル広告の市場規模が既に二兆円を超えているということは、先ほど来、立憲民主党の議員の質疑でも出されました。前年比でも二二・八%の伸びですから、一二一・八%に市場規模が伸びているということあります。この二兆円を超えるデジタル広告業界の市場とその利益を守るために、消費者保護やプライバシー保護を犠牲にしたと言わざるを得ません。

そもそも、日本の主要プラウザー、グーグルクロームやアップルサファリは、既にサードパーティーケッキーの自主規制を始めております。また、自主規制する方向を打ち出しております。

それは当然の話でありまして、EUでは、GDPR、一般データ保護規則を守らなければビジネスができないからであります。これはグローバル企業ならみんな分かっていることですね。あなた方もそれが分かっているから、当初、利用者保護の側面を中心に、EU並みの規制を考えたんでしょう。しかし、経済団体や事業者の意見を聞いた途端に後退させられてしまつた。検討会議の座長を務められた大橋弘東大副学長が、じくじたる思いと述べられたのも、そういう経緯を踏ました

ものだと思います。

先日、私に御意見を寄せられたある専門家は、このことについて、総務省は下手くそだと語つておられました。

いのは、個人情報が守られるのか、プライバシーは大丈夫かということだ。したがつて、今必要なのは、政府は、総務省は徹底的に利用者保護の立場に立ち切れますというメッセージだった。EU並みのプライバシー保護の規制を徹底し、安心

安全で世界に引けを取らないという旗印を立てるべきだった。ところが、やはり腰砕けになつてしまつた。中途半端は逆効果だ。政府は最後は事業者になびく、利用者や消費者を守つてくれるとは限らないという逆のメッセージを出す結果となつてしまつた。大臣は繰り返し一步前進とおっしゃるけれども、逆効果だという意見も出しているわけですね。

大臣、我が党は今、優しく強い経済ということを申し上げております。経済界の利益を守ることが我が国の経済にとってプラスになると思っております。経済界の利益を守ることが、数々の大企業の優遇策をやつてきたけれども、それが格差を広げ、国民の消費購買力が下がつてしまつた。その結果、経済はうまく回らなくなりました。優しいことは弱いことで、強くなるには厳しい競争ということではなく、実は、安心、安全、優しいことこそ、回り回つて強い経済をつくることになる、私たちはそう考えます。

今回の法律でも、やはり、事業者の意見によつて後退したというのは愚の骨頂であつて、政府が参加が広がり、結果として強い経済に結びつくといふうに思います。

一言だけ大臣の御意見を聞いて、私の質問を終ります。

見を賜つたわけであります。

再三御答弁申し上げておりますが、この法律案は、本年二月の電気通信事業ガバナンス検討会の報告書等を踏まえたものであります。本報告書を取りまとめる過程において、事業者団体のみならず、消費者団体、経済団体など、様々な関係者の御意見を聞いてまいりました。何らかの圧力に屈したということを先ほどおつしやつておられましたけれども、丁寧に各団体の御意見を聞きながら検討を進めてきたものでございます。

その結果、検討の過程で様々な御意見をいたしましたものの、電気通信事業ガバナンス検討会や先日の参考人質疑においても、有識者の皆さんから、今、宮本委員が、私が再三お話をしている、新たなルール形成に向けた第一歩を踏み出していくただいた、利用者保護に向けては一步前進であるなど、本法案を評価する旨の御意見を多くいただいたということで私は認識をしております。

総務省としましても、宮本委員を含め、様々な懸念、御意見をお伺いしておりますので、そういう御意見を十分踏まえた上で、利用者が安心して利用できる通信サービスの確保に向けて、本法案を実効性のある制度としていくとともに、変化の激しい情報通信分野の動向を注視しながら、制度の不断の見直しに取り組んでまいりたいと思います。

○赤羽委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○赤羽委員長 この際、本案に対し、吉川元さんから、立憲民主党・無所属提案による修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。吉川元さん。

○吉川(元)委員 ただいま議題となりました電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び内容の概要を御説明いたします。

政府提出の改正案は、LINE利用者の画像や動画等のデータが国外のデータセンターに保管され、適切な権限を持たない者でも閲覧可能な状態に置かれていたこと等の問題が発端となり、デジタル変革時代における安心、安全で信頼できる通信サービス、ネットワークの確保を図るという観点から、電気通信事業ガバナンス検討会における議論が重ねられ、その内容をまとめた報告書に基づくものであると認識をしています。

しかし、報道によると、その報告書は、取りまとめの段階で、事業者側に対する規制の内容が大きく後退したとされています。実際、提出された改正案を見ると、電気通信サービスの利用者の利益の保護等を図ることを目的とするものであるとされていますが、例えば、適正な取扱いが求められる利用者情報の範囲や、その義務を課せられることとなる事業者の範囲が極めて限定されるなど、世界的なスタンダードとされるEUの一般データ保護規則と比べると、利用者の利益の保護には遠く及んでいないと考えられます。

そこで、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの円滑な提供が行われ、電気通信サービスの信頼性が確保されるようにする観点から、利害関係者の情報の適正な取扱いに関する制度改善等に關し、修正案を提出いたします。

次に、本修正案の主な内容について説明いたします。

第一に、特定利用者情報に関し、その利用者の範囲について、サービスの利用契約の締結者に限らず、サービスの提供を受ける者を広く対象とするとともに、その情報の範囲について、クッキーや広告ID等の個人関連情報にまで拡大することとしています。

第二に、特定利用者情報を取り扱うべき電気通信事業者の範囲について、総務大臣の指定

〔本号末尾に掲載〕

電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する修正案

一 誰一人取り残されないデジタル社会の実現のため、本法による措置を含め、全国でのブロードバンドの整備に万全を尽くすとともに、デジタル活用を促すための支援を行い、デジタルデバイドの解消に努めること。

二 第二種適格電気通信事業者への交付金の算定に当たっては、支援区域ごとの事情等を考慮し、ブロードバンド事業の継続に支障のないよう配慮すること。また、交付金の意義及び算定の根拠について国民の理解を得られるよう努めること。

三 特定利用者情報となる情報の範囲、及び特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けられる事業者の基準について総務省令で定めるに当たっては、利用者保護及び電気通信事業の健全な発展の双方の重要性を十分に踏まえ、適正に定めるとともにその内容を広く国民に周知すること。

四 特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること。

五 本改正法附則第六条による法施行後三年経過後の検討に当たっては、保護の対象となる利用者に関する情報の範囲や情報の外部送信に係る利用者に対する確認の機会の付与の在り方などについて、個人情報保護法等の関連法令の施行状況及び諸外国における個人情報の保護等に関する状況も考慮して行うこと。

六 卸電気通信役務に関しては、卸元事業者と卸先事業者との間で適正かつ実質的な協議が行われるよう、その動向を注視すること。

七 非常時における情報通信インフラの重要性を踏まえ、本法による措置を含め、平時から、強靭な情報通信インフラの整備・維持及び情報通信インフラの安全性・信頼性の向上を取り組むこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○赤羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
〔賛成者起立〕

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○赤羽委員長 起立總員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。金子総務大臣。

○金子(恭) 国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○赤羽委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○赤羽委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十二分散会

電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する修正案

電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する修正案

三号事業」という)を営む者から電気通信役務(これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る)の提供を受ける者に於ける第三者的ある外国の国名の特定に関する事項を規定する。」を加え、同条第二項中「第二十七条の五の規定により指定された」を削る。

第二十七条の四の次に八条を加える改正規定のうち第二十七条の九中「第二十七条の五の規定により指定された」を削る。

第二十七条の四の次に八条を加える改正規定のうち第二十七条の十第一項中「第二十七条の五の規定により指定された」を削り、「当該指定の日から三月以内」を「第九条の登録を受けた日又は第七号イに掲げる者に限る」を削り、「情報の下に又は個人関連情報個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第七項に規定する個人関連情報をいう。」を加える。

第二十七条の四の次に八条を加える改正規定のうち第二十七条の六第一項中「前条の規定により指定された」を削り、「当該指定の日から三月以内」を「第九条の登録を受けた日又は第十六条第一項の規定による届出をした日から総務省令で定める期間内」に改め、同条第二項中「第二十条の五の規定により指定された」を削る。

、第二十七条の四の次に八条を加える改正規定のうち第二十七条の十一第二項中「第二十七条の五の規定により指定された」を削る。

第二十七条の四の次に八条を加える改正規定のうち第二十七条の十二中「送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければ」を「送信先の電気通信設備に当該利用者に関する情報が送信されことについて、当該利用者の同意を得なければ」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第二十八条の改正規定中「第二十八条中」の下に「電気通信事業者」の下に「及び第三号クラウドサービス事業第三号事業のうちクラウドサービス事業(電子計算機、プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)又はデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの)の集合体であつて、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて情報の処理又は保管等の役務を他

(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする場合にあつては、当該電気通信設備のある外国又は当該第三者のある外国の国名の特定に関する事項を規定により指定された」を削る。

第二十七条の四の次に八条を加える改正規定のうち第二十七条の九中「第二十七条の五の規定により指定された」を削る。

第二十七条の四の次に八条を加える改正規定のうち第二十七条の十第一項中「第二十七条の五の規定により指定された」を削り、「当該指定の日から三月以内」を「第九条の登録を受けた日又は第七号イに掲げる者に限る」を削り、「情報の下に又は個人関連情報個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第七項に規定する個人関連情報をいう。」を加える。

第二十七条の四の次に八条を加える改正規定のうち第二十七条の六第一項中「前条の規定により指定された」を削り、「当該指定の日から三月以内」を「第九条の登録を受けた日又は第十六条第一項の規定による届出をした日から総務省令で定める期間内」に改め、同条第二項中「第二十条の五の規定により指定された」を削る。

、第二十七条の四の次に八条を加える改正規定のうち第二十七条の十一第二項中「第二十七条の五の規定により指定された」を削る。

第二十七条の四の次に八条を加える改正規定のうち第二十七条の十二中「送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければ」を「送信先の電気通信設備に当該利用者に関する情報が送信されことについて、当該利用者の同意を得なければ」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第二十八条の改正規定中「第二十八条中」の下に「電気通信事業者」の下に「及び第三号クラウドサービス事業第三号事業のうちクラウドサービス事業(電子計算機、プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)又はデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの)の集合体であつて、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて情報の処理又は保管等の役務を他

者に提供する事業をいう。)であつて総務省令で定めるものをいう。以下この条及び第一百六十四条第三項において同じ。」を「営む者」を加え、「」を加え、同条に各号を加える改正規定のうち第二号中「電気通信業務」の下に「又は第三号クラウドサービス事業に係る業務」を加え、同号口の中「第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者にあつては、「」を削り、「同条第二号」を「第二十七条の五第二号」に改める。

第二十八条に一項を加える改正規定のうち第二

項中「電気通信事業者」の下に「及び第三号クラウドサービス事業を営む者」を加える。

第二十九条第二項に二号を加える改正規定のうち第三号中「第二十七条の五の規定により指定された」を削る。

第一百六十四条第三項の改正規定中「改める」を「改め、「者について」の下に「第二十八条及び第一百八十八条(第六号中第二十八条第一項に係る部分に限る。)の規定は第三号クラウドサービス事業を営む者について」を加える」に改める。

第一百六十九条第二号の改正規定中「第三十条第一項」を「第二十七条の五、第三十条第一項」に、「」を削り、同条第四号の改正規定中「第二十七条のイ」を削り、「第二十七条の五」を「第二十七条の五第二号」に改める。

附則第二条第一項中「第二条第七号イ、」を削り、「第二十七条の五」を「第二十七条の五第二号」に改める。

附則第六条中「おいて」の下に「、諸外国における個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項に規定する個人情報(以下この条において単に「個人情報」という。)に同条第七項に規定する個人関連情報が含まれるようにする等個人情報の範囲を拡大する観点から個人情報の定義について見直しを行うとともに」を加える。

令和四年六月三十日印刷

令和四年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

A